
第3期旭川市地域福祉計画

素案

(平成26年度～平成30年度)

旭川市

平成26(2014)年1月

目 次

第1章 第3期旭川市地域福祉計画の策定に当たって	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉計画とは	3
3 第3期旭川市地域福祉計画策定の趣旨	4
4 計画期間	4
5 計画の視点と位置付け	4
6 計画の見直しに当たって	6
第2章 地域を取り巻く現状	8
(1) 人口・年齢別割合の状況	8
(2) 世帯の状況	9
(3) 合計特殊出生率・出生数の状況	11
(4) 地区別の人口の状況	12
(5) 児童人口の状況	15
(6) 児童扶養手当受給者の状況	15
(7) 障害者の状況	16
(8) 生活保護法における被保護人員・世帯の状況	18
(9) 町内会加入率の状況	19
(10) ボランティア登録者の状況	19
(11) NPO法人の状況	20
第3章 これまでの主な取組と課題	21
1 第2期旭川市地域福祉計画での主な取組	21
2 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果と今後の課題	26
(1) 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果	26
(2) 今後の課題	29
3 第3期旭川市地域福祉計画の重点的取組事項	33
第4章 計画の基本理念と基本目標	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 計画の体系	36
第5章 施策の展開	38
1 地域福祉活動を担う人材の育成	38
2 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	43
3 地域福祉を支える団体の活動の推進	50
4 福祉サービスの適切な利用の推進	55
5 切れ目のない権利擁護システムの推進	61
6 安全で快適な環境づくりの推進	65

第6章 計画の推進について	70
1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進	70
(1) 市民の役割	70
(2) 事業者の役割	70
(3) 行政の役割	71
2 市社会福祉協議会との連携による計画の推進	71
3 計画の進行管理	71

第1章 第3期旭川市地域福祉計画の策定に当たって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が、地域においてその人らしくいきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して、地域社会で支える仕組みをつくることです。

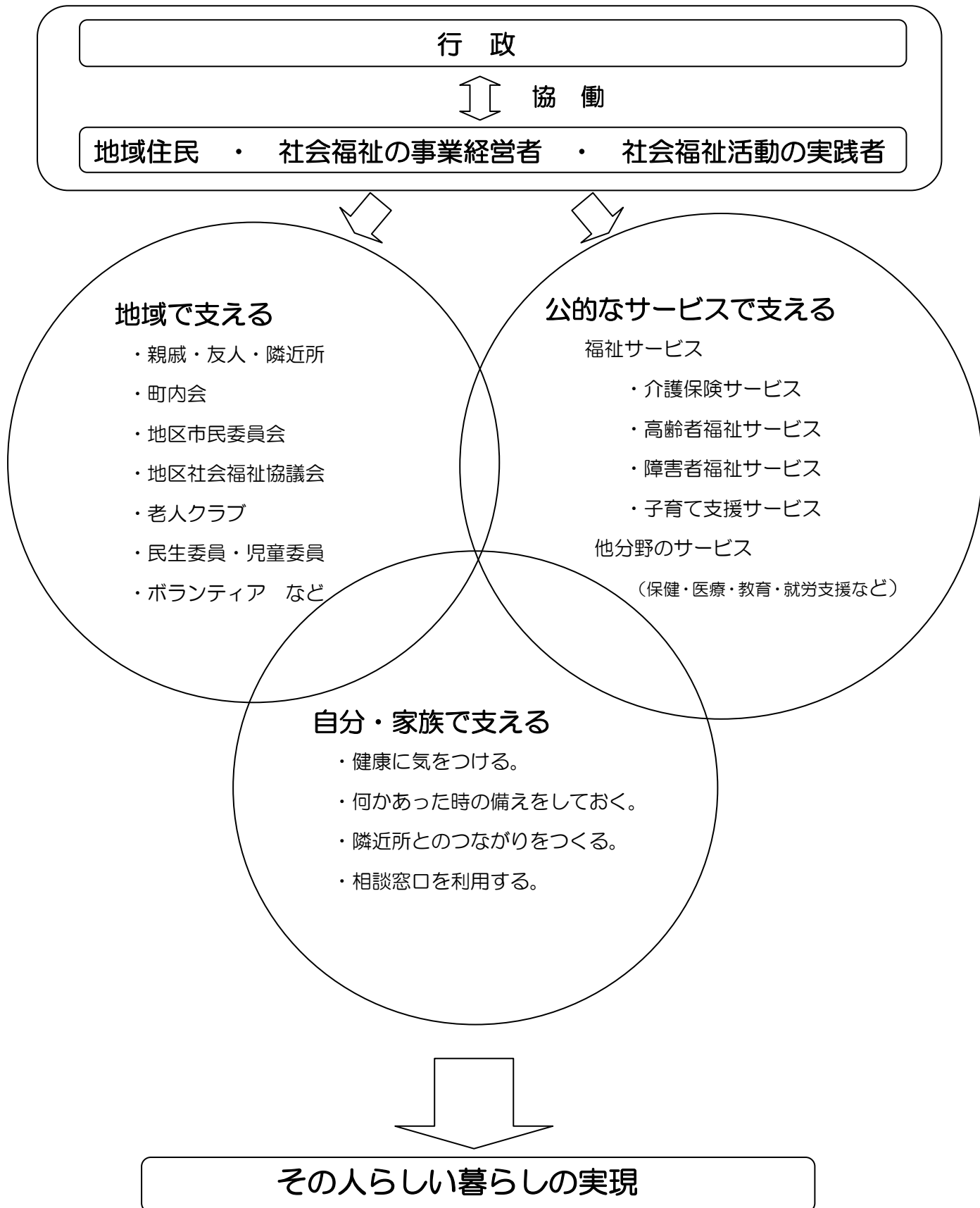
少子高齢化の進行，単身世帯の増加，働き方などの生活様式の多様化に伴い，近隣住民の関係が希薄化し，さらに厳しい経済情勢や雇用環境が長期化していることも影響して，社会的に孤立する人が生じやすい環境となっており，自殺やひきこもり，生活困窮，児童や高齢者，障害者の虐待などの問題が深刻さを増しています。

行政が行う福祉サービスは，高齢者福祉施策，障害者福祉施策，子育て世帯に対する福祉施策といった分野ごとに整備されてきていますが，困り事を抱えている人の中には，複数の要因が複雑に絡み合って解決が困難な状況となっている人も多く，一つの分野の福祉サービスだけでは，問題解決にまで至らない場合があります。また，福祉制度の対象とならない人（制度の谷間にある人）の抱える問題や，多様化する住民ニーズに対しては，行政が行う福祉サービスだけでは十分に対応できないといった状況が生じています。

このような状況の中，地域における支え合いや助け合いが大切であることが再認識されてきています。また，分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく，支援を必要とする本人が，様々な福祉サービスや地域福祉活動等の中から，自分らしく生活するために必要なものを自ら選択し，組み合わせて利用していくことを支援する仕組みが求められています。

だれもが安心して暮らすことができる地域を創るためには，地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して，すべての人がその人らしく暮らしていくことを支える仕組みをつくること，つまり，「地域福祉」を推進していくことが必要です。

【その人らしい暮らしを支える仕組み】



2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、社会福祉の事業経営者、社会福祉活動の実践者、行政が協力して地域福祉を推進することを目的として定める計画です。

平成12年に改正された社会福祉法で、地域福祉の推進が掲げられ、地域福祉計画についての規定が設けられました。

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときには、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 第3期旭川市地域福祉計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に「第1期旭川市地域福祉計画」を、平成21年3月に「第2期旭川市地域福祉計画」を策定し、市民（地域住民，社会福祉活動の実践者），事業者（社会福祉の事業経営者），行政が協力して、すべての市民が心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会を創るための取組を推進してきました。

平成25年度末で第2期旭川市地域福祉計画の計画期間が終了することから、地域福祉をさらに推進していくために、第1期・第2期計画の基本理念を引き継ぎながら、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえて第2期計画を見直し、「第3期旭川市地域福祉計画」を策定します。

4 計画期間

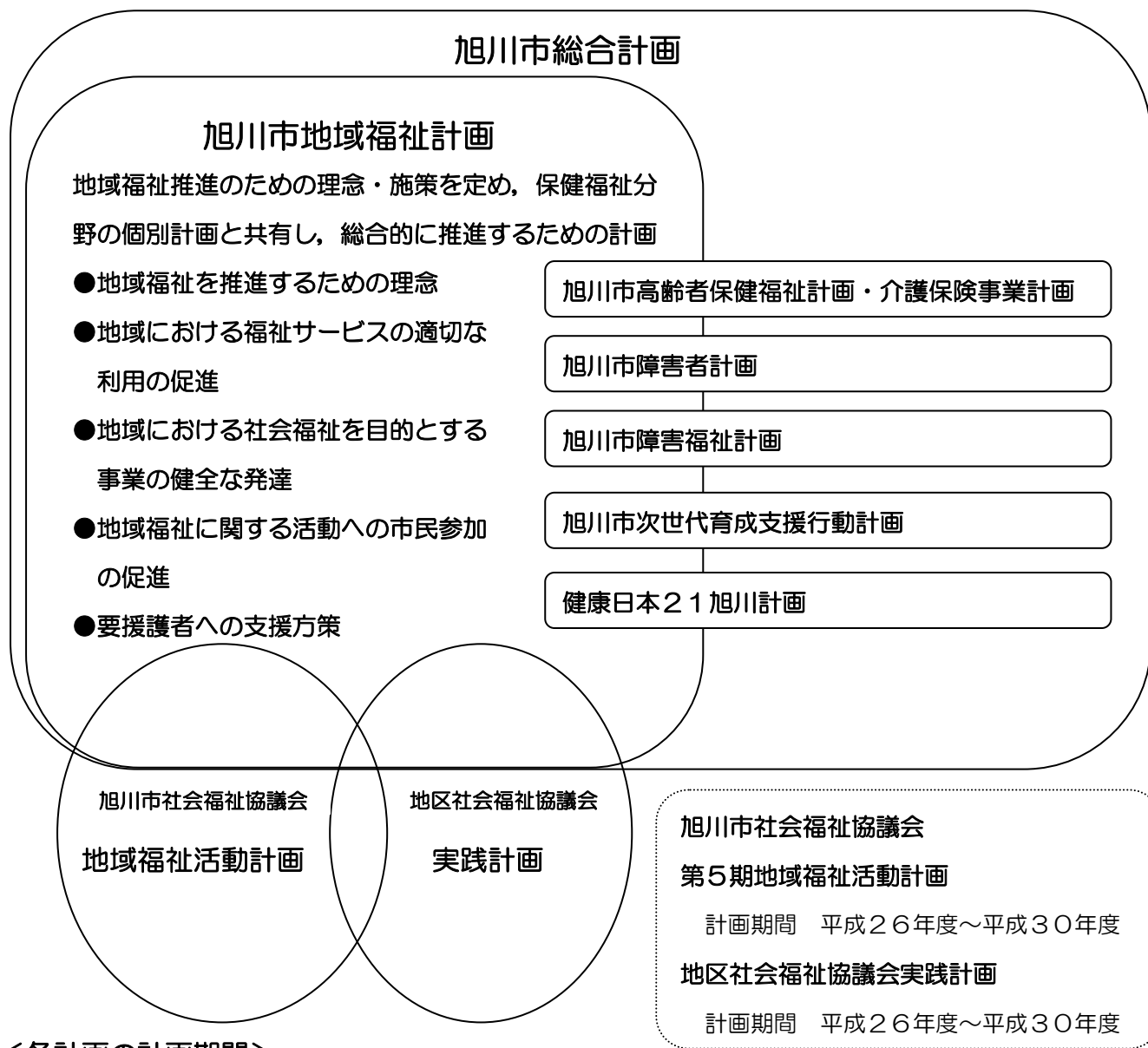
平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

5 計画の視点と位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」に位置付けられるもので、第7次旭川市総合計画（平成18年度～平成27年度）を上位計画とする計画であり、本市の地域福祉推進に当たっての理念や、地域福祉を推進するための施策を定め、これを保健福祉分野における各個別計画（「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」，「旭川市障害者計画」，「旭川市障害福祉計画」，「旭川市次世代育成支援行動計画」，「健康日本21旭川計画」）と共有し、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、この計画は、地域福祉推進のために、市民（地域住民，社会福祉活動の実践者），事業者（社会福祉の事業経営者），行政がともに取り組む方向を示すものであり、旭川市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）が策定する市民の福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉活動計画」，地域特性を活かした地域福祉活動の計画である「地区社会福祉協議会実践計画」と相互に連動しながら、地域福祉を推進します。

【旭川市地域福祉計画の位置付け】



＜各計画の計画期間＞

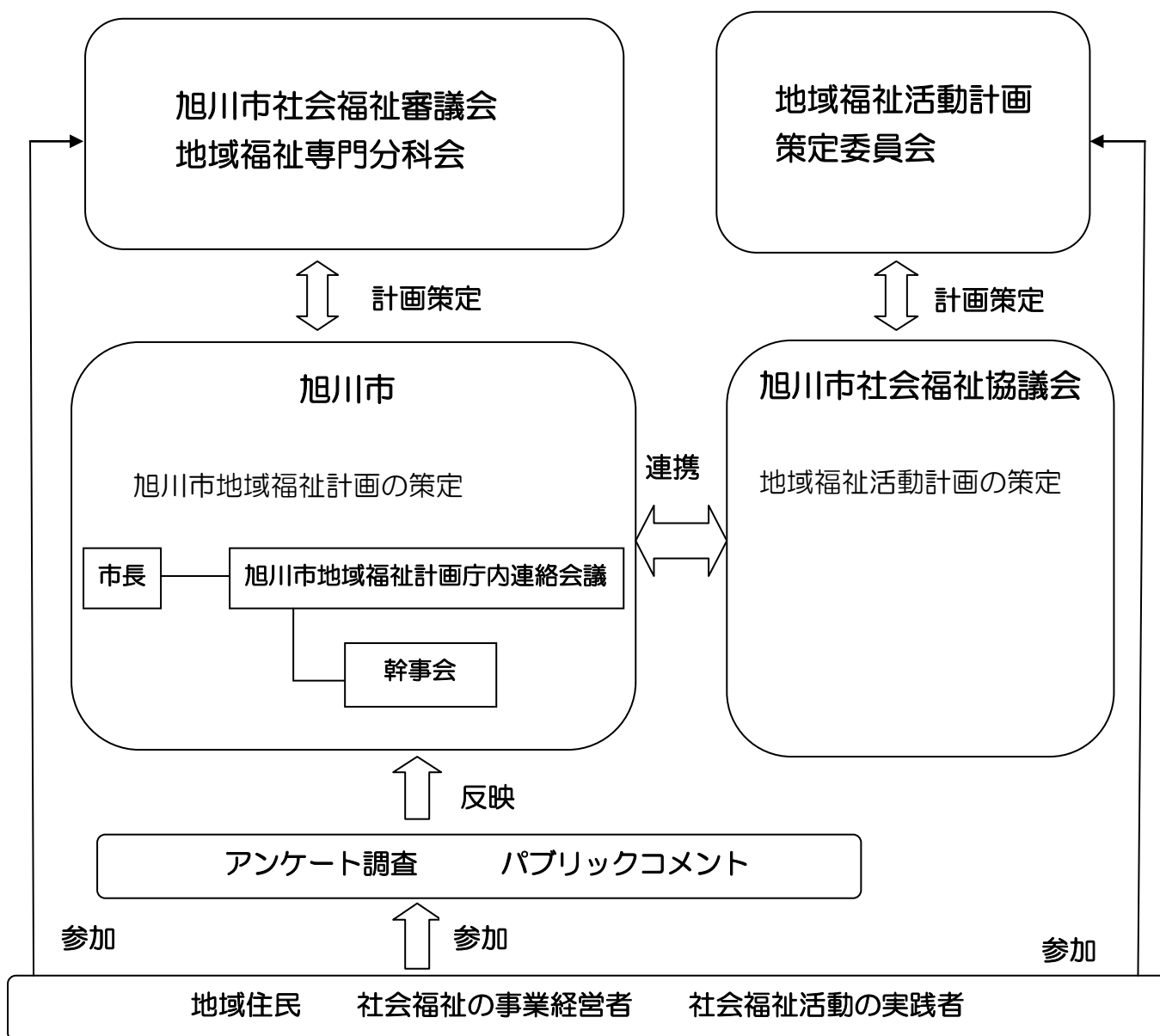
第7次旭川市総合計画	平成18年度～平成27年度
第3期旭川市地域福祉計画	平成26年度～平成30年度
第5期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成24年度～平成26年度
第2次旭川市障害者計画	平成18年度～平成27年度
第3期旭川市障害福祉計画	平成24年度～平成26年度
旭川市次世代育成支援行動計画	平成22年度～平成26年度
第2次健康日本21旭川計画	平成25年度～平成34年度

6 計画の見直しに当たって

計画の見直しに当たっては、地域福祉に関わる様々な立場の方の意見を反映させるため、審議会の設置、アンケート調査等を実施しました。

庁内に地域福祉計画連絡会議を設け、地域福祉の推進に関する課題の整理や、地域福祉を推進するための庁内の取組について検討を行いました。

また、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する課題の抽出や、地域福祉を推進するための施策について検討しました。



(1) 旭川市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

計画の見直しに当たり、幅広く専門的な意見を取り入れるため、旭川市社会福祉審議会に、委員12名からなる地域福祉専門分科会を設置し、地域福祉に関する課題の抽出や計画案の審議を行いました。

(2) アンケート調査（住民参加型高齢者生活支援等推進事業）

農村部・郊外地区5地区において、地域に対する思いや地域の課題を把握するためのアンケート調査を行いました。

(3) 旭川市地域福祉計画庁内連絡会議

旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的として設置した「旭川市地域福祉計画庁内連絡会議」（関係課長で構成）や「幹事会」（各課関係係長で構成）において地域福祉に関する課題の整理や計画案の検討を行いました。

(4) 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会と連携し、地域福祉における課題の抽出や、地域福祉を推進するための施策について検討しました。

(5) 意見提出手続（パブリックコメント）

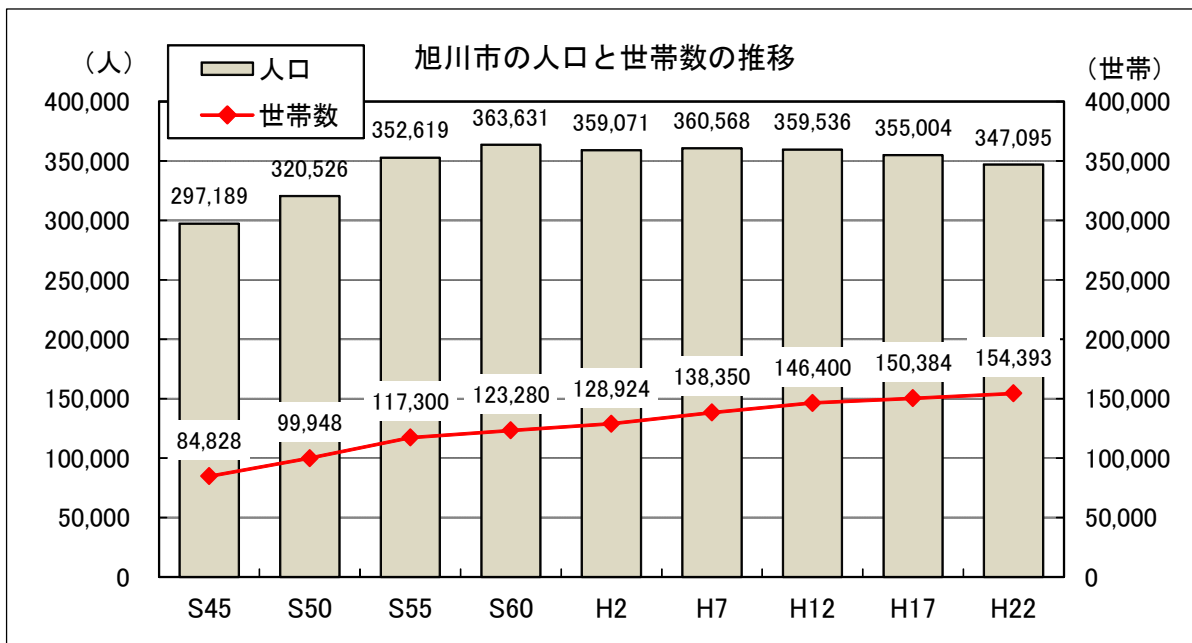
「旭川市地域福祉計画（案）」

・実施期間 平成26年1月23日～平成26年2月24日

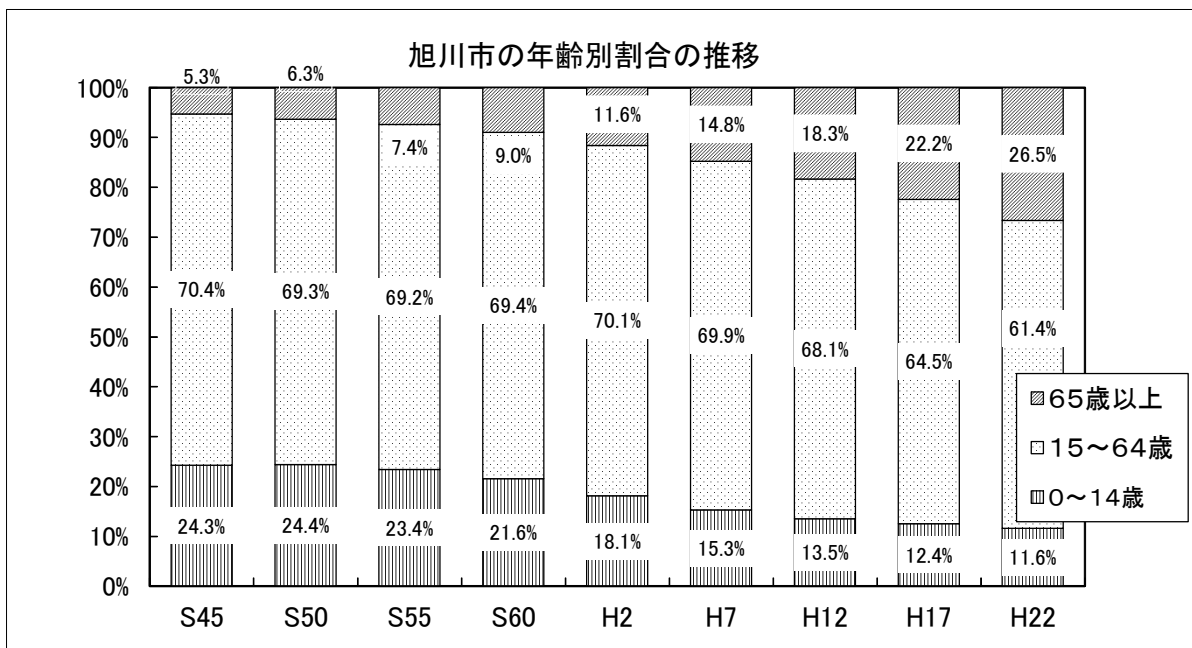
第2章 地域を取り巻く現状

(1) 人口・年齢別割合の状況

本市の人口は、昭和55年の国勢調査で35万人を超え、その後はほぼ横ばいで推移してきましたが、近年は減少傾向にあります。年齢別割合では、65歳以上の高齢者が増えており、平成12年には高齢者の人口が15歳未満の人口を超え、平成22年には15歳未満の割合は11.6%であるのに対し、65歳以上の割合は26.5%となっており、少子高齢化が進んでいます。



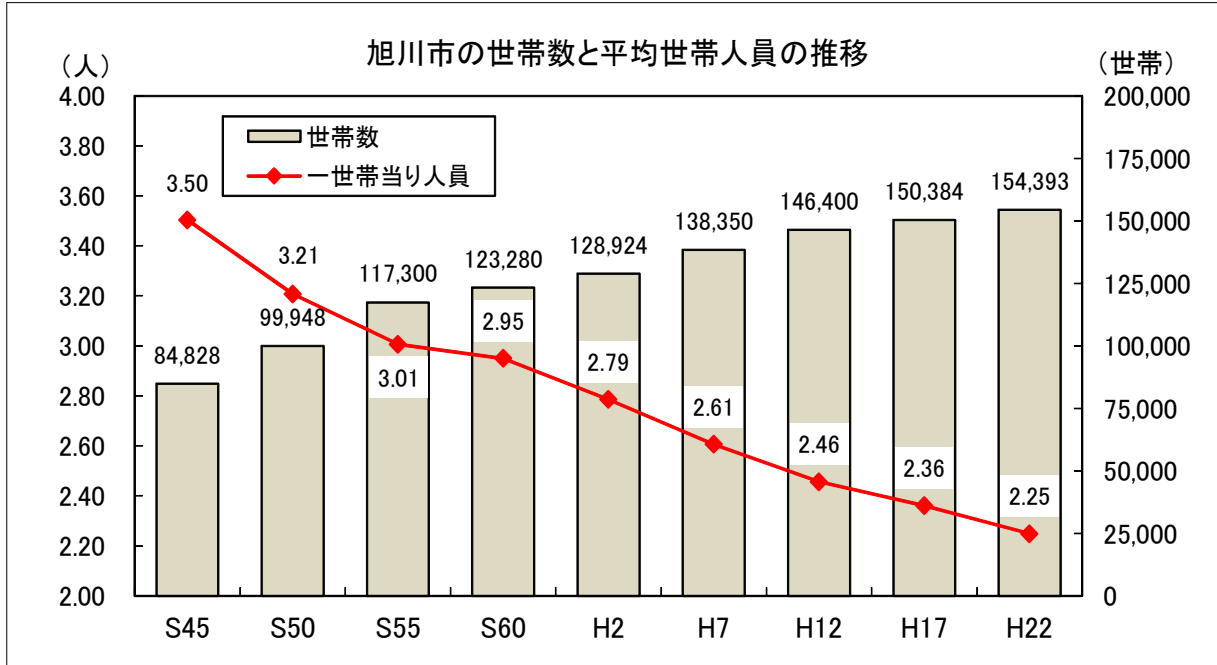
資料 総務省 「国勢調査」



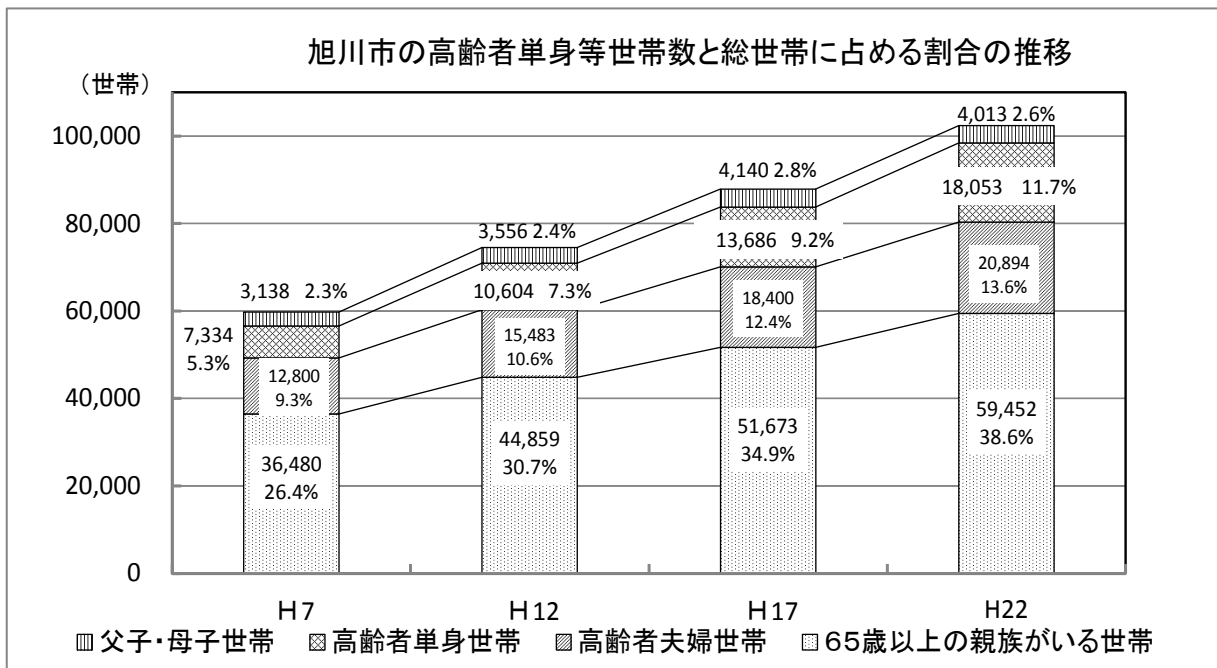
資料 総務省 「国勢調査」

(2) 世帯の状況

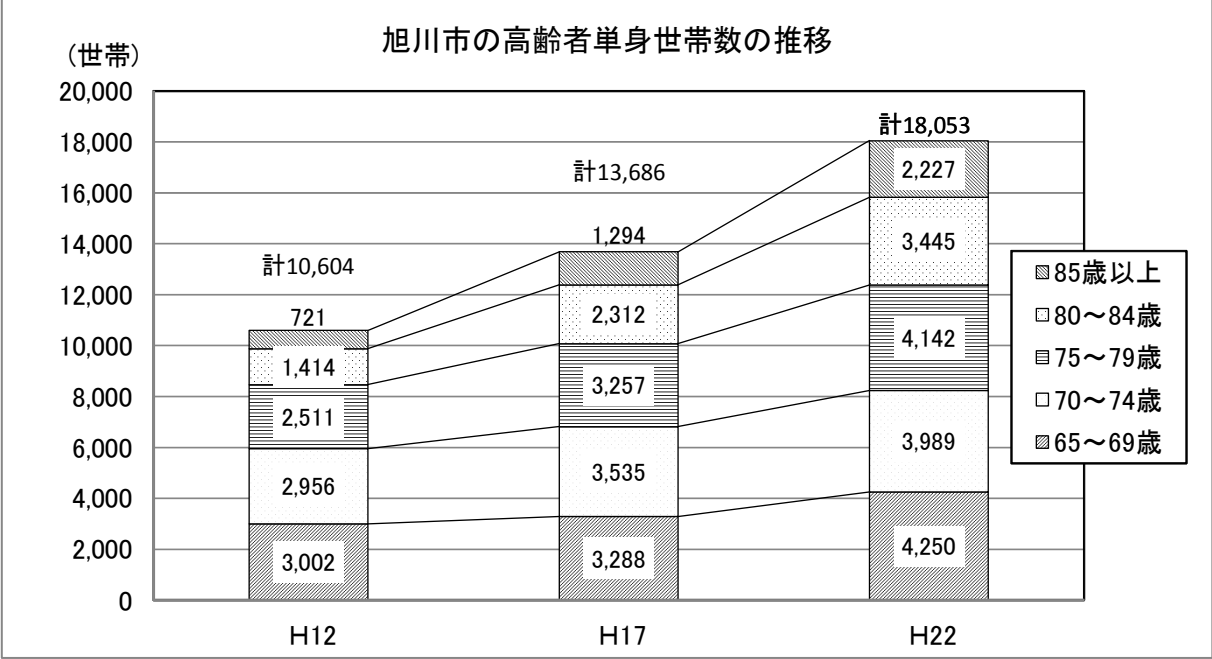
一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少している一方で、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯・65歳以上親族がいる世帯は増加しています。平成22年の高齢者世帯の全体に対する割合は約63.9%となり、約6割の世帯に高齢者がいることになります。



資料 総務省 「国勢調査」



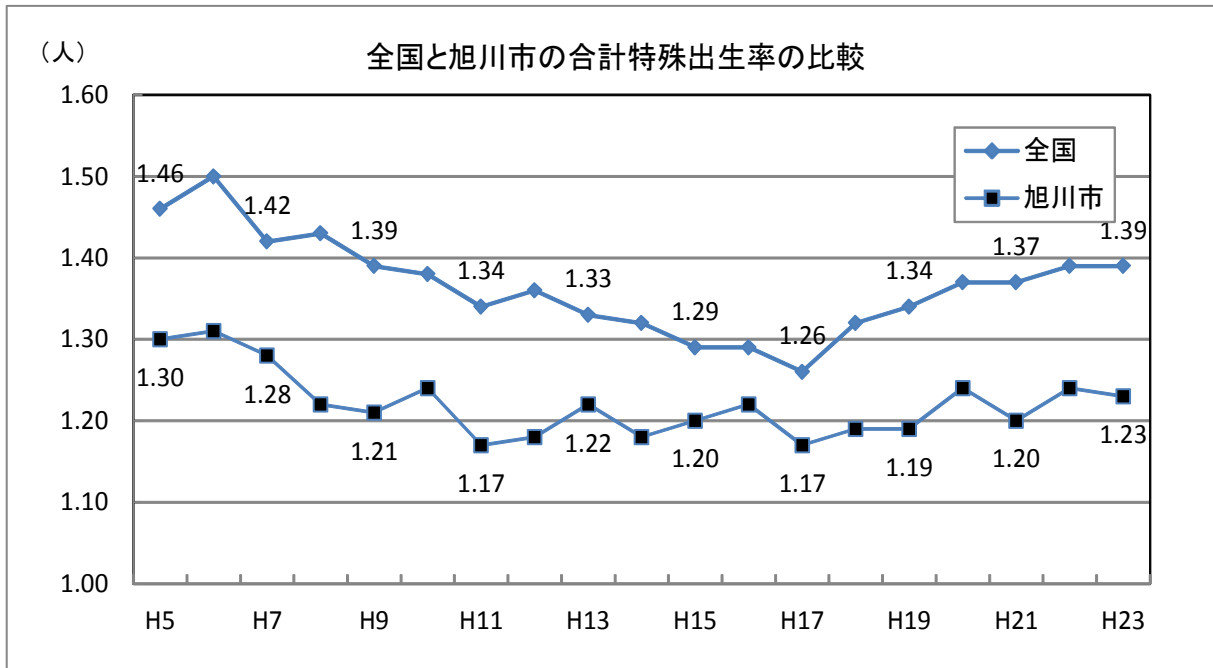
資料 総務省 「国勢調査」



資料 総務省 「国勢調査」

(3) 合計特殊出生率・出生数の状況

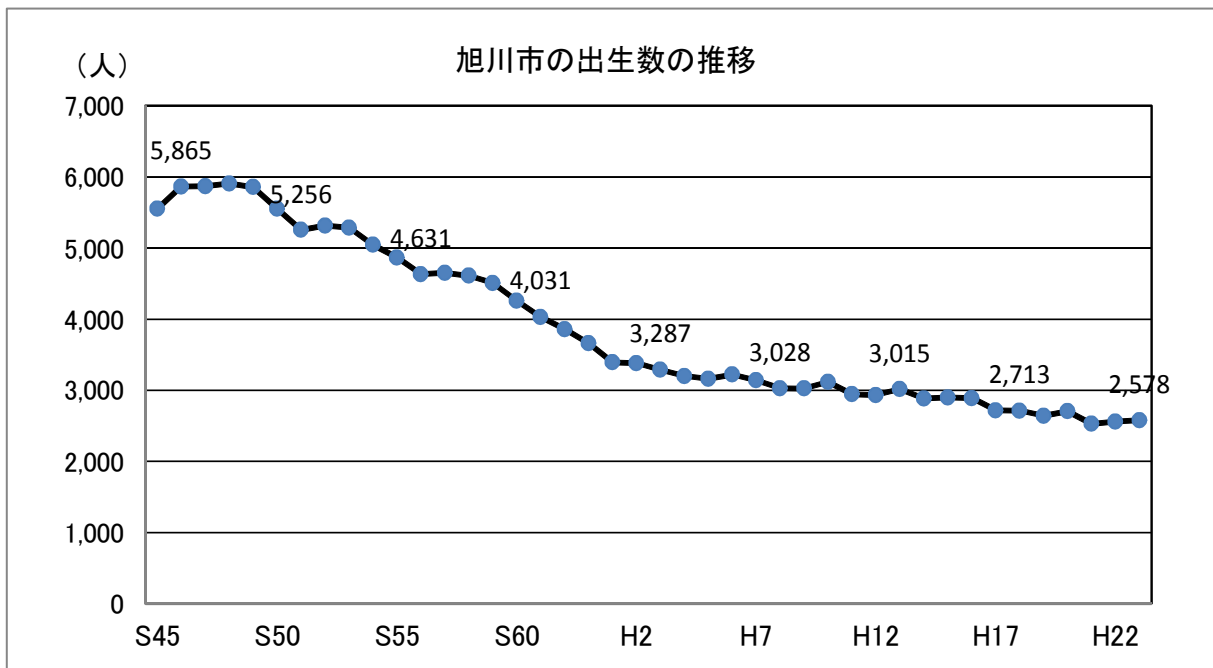
本市の合計特殊出生率は、全国値と比較すると低く推移しています。また、本市の出生数は減少傾向にあります。



【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に生む子どもの数

資料 厚生労働省「人口動態統計」 旭川市



資料 厚生労働省「人口動態統計」 旭川市

(4) 地区別の人口の状況

まちづくり推進協議会の12地区すべてにおいて、65歳以上の高齢者割合が15歳未満の年少者割合を大きく上回っています。

表1 地区別人口と割合

まちづくり推進 協議会	人口(人)		高齢者割合(%)		年少者割合(%)	
	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年	平成20年	平成25年
中央・新旭川	41,848	41,263	26.1%	29.3%	9.8%	9.3%
東 部	78,544	77,477	22.8%	26.7%	12.2%	12.0%
北 星	33,476	32,371	24.6%	28.1%	11.7%	11.2%
末広・春光	48,807	47,302	23.2%	27.8%	13.2%	12.3%
春光台・鷹の巣	12,311	12,169	23.4%	27.9%	13.3%	12.2%
神 居	34,233	33,154	26.7%	31.6%	11.7%	10.9%
江丹別	378	342	41.5%	40.1%	7.4%	6.7%
永 山	44,681	44,286	20.8%	25.0%	13.4%	13.0%
東旭川	14,581	14,673	25.1%	27.2%	12.6%	12.9%
神 楽	37,175	36,840	22.8%	27.0%	13.0%	12.4%
西神楽	3,852	3,427	39.4%	43.6%	8.2%	8.3%
東鷹栖	5,109	5,153	28.4%	30.0%	11.6%	13.4%
その他	1,178	1,147	3.3%	5.1%	3.1%	6.6%
総 数	356,173	349,714	23.9%	27.8%	12.2%	11.7%

資料 住民基本台帳（各年5月末現在）

表2 まちづくり推進協議会・市民委員会区域別人口と割合

上段：平成20年5月末現在
下段：平成25年5月末現在

	市民委員会	人口(人)	高齢者割合	年少者割合	
中央・新旭川	西	12,070	26.1%	9.7%	
		11,777	30.2%	8.4%	
	中央	3,576	31.0%	5.3%	
		3,419	35.1%	4.9%	
	大成	6,304	31.9%	7.9%	
		6,423	34.9%	7.8%	
	朝日	6,924	25.5%	9.7%	
		6,860	28.8%	9.4%	
	新旭川	12,974	22.2%	12.2%	
		12,784	24.3%	12.1%	
	小計	41,848	26.1%	9.8%	
		41,263	29.3%	9.3%	
	東部	啓明	8,315	24.4%	11.3%
			8,505	27.1%	11.0%
新豊岡		3,206	22.7%	11.9%	
		3,082	25.9%	10.1%	
豊岡		10,744	25.9%	11.6%	
		10,098	29.3%	11.1%	
東光		9,937	25.5%	11.2%	
		9,341	28.3%	10.9%	
東光南		6,388	25.8%	11.3%	
		6,398	29.6%	10.9%	
愛宕		13,140	19.3%	13.1%	
		12,867	24.7%	12.5%	
東豊中央		6,360	26.1%	11.9%	
		6,316	28.9%	12.0%	
東部東光		5,780	19.9%	11.6%	
		5,540	25.3%	10.4%	
千代田		14,674	19.5%	14.0%	
		15,330	23.7%	14.7%	
小計	78,544	22.8%	12.2%		
	77,477	26.7%	12.0%		
北星	北星	5,728	24.4%	10.6%	
		5,310	26.9%	10.6%	
	旭星	6,939	24.7%	11.5%	
		6,554	27.7%	11.2%	
	旭星西	6,149	24.7%	12.7%	
		5,984	28.9%	11.8%	
	川端	3,503	23.2%	11.3%	
		3,382	27.5%	10.1%	

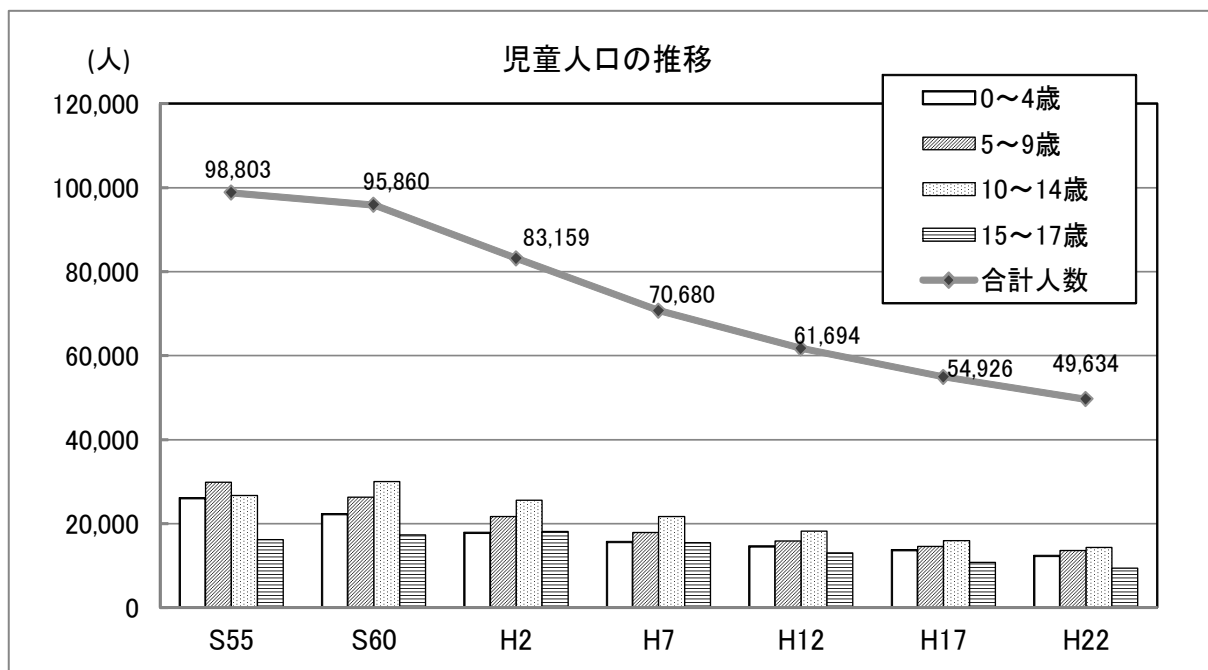
	市民委員会	人口(人)	高齢者割合	年少者割合
北星	近文東	6,102	23.2%	12.6%
		6,104	26.4%	11.7%
	近文西	5,055	27.5%	11.2%
		5,037	31.5%	11.3%
	小計	33,476	24.6%	11.7%
		32,371	28.1%	11.2%
末広・春光	春光西	5,866	20.8%	17.7%
		5,519	24.1%	16.3%
	春光中央	8,478	24.2%	12.8%
		7,210	26.1%	12.5%
	春光東	3,846	21.6%	15.1%
		4,631	28.1%	11.7%
	末広中央	8,280	25.1%	12.5%
		8,422	27.7%	13.6%
	末広	16,149	22.8%	12.2%
		15,600	28.8%	11.1%
末広東	6,188	24.0%	12.1%	
	5,920	30.2%	10.4%	
小計	48,807	23.2%	13.2%	
	47,302	27.8%	12.3%	
春光台・鷹の巣	春光台	8,944	22.6%	13.5%
		8,753	27.8%	12.4%
	鷹の巣福祉村	3,367	25.4%	12.7%
		3,416	28.0%	11.8%
	小計	12,311	23.4%	13.3%
		12,169	27.9%	12.2%
神居	神居中央	9,437	28.1%	11.3%
		9,003	32.9%	10.5%
	神居東	9,804	26.7%	11.9%
		9,537	31.3%	11.0%
	台場	1,545	30.6%	10.7%
		1,447	36.8%	10.4%
	忠和	12,453	24.0%	12.3%
		12,305	29.2%	11.4%
	神居雨紛	677	37.8%	8.1%
		588	42.2%	8.5%
西神居	317	47.0%	6.6%	
	274	49.6%	6.6%	
小計	34,233	26.7%	11.7%	
	33,154	31.6%	10.9%	

	市民委員会	人口(人)	高齢者割合	年少者割合
江丹別	江丹別	183	37.2%	8.7%
		167	34.7%	8.4%
	嵐山	195	45.6%	6.2%
		175	45.1%	5.1%
	小計	378	41.5%	7.4%
342		40.1%	6.7%	
永山	永山第一	2,943	23.2%	11.6%
		2,797	27.6%	10.7%
	永山南西	9,795	19.7%	13.2%
		9,412	24.4%	11.8%
	永山南	10,395	18.5%	13.5%
		10,139	24.0%	12.3%
	永山第三	11,588	19.8%	15.1%
		12,294	23.0%	16.0%
	永山第二	9,960	24.5%	11.9%
		9,644	28.3%	11.6%
小計	44,681	20.8%	13.4%	
	44,286	25.0%	13.0%	
東旭川	東旭川中央	12,160	21.8%	13.9%
		12,022	23.5%	14.3%
	旭正	1,023	41.3%	5.9%
		922	45.1%	6.5%
	日の出・倉沼	262	46.6%	3.4%
		710	44.4%	5.4%
	桜岡	375	37.1%	7.5%
		383	34.5%	9.9%
	豊田	269	45.7%	3.3%
		217	49.8%	3.2%
米原・瑞穂	492	39.6%	6.9%	
	419	45.1%	6.7%	
小計	14,581	25.1%	12.6%	
	14,673	27.2%	12.9%	
神楽	旭神	3,367	14.1%	15.2%
		3,347	18.8%	11.7%
	神楽本町	4,021	30.1%	10.2%
		3,922	32.6%	10.2%
	神楽宮前	3,366	26.4%	11.9%
		3,367	29.4%	12.0%
	高野	1,066	29.0%	9.4%
		1,032	30.7%	11.5%

	市民委員会	人口(人)	高齢者割合	年少者割合
神楽	神楽岡東	4,819	21.7%	11.2%
		4,994	25.6%	12.5%
	神楽岡	8,110	26.8%	12.2%
		8,061	30.7%	11.8%
	緑が丘	4,854	28.9%	10.9%
		4,453	36.2%	10.7%
	西御料地	4,238	12.5%	19.6%
		4,324	16.3%	16.9%
	緑が丘東	3,334	13.2%	15.9%
		3,340	19.9%	13.9%
小計	37,175	22.8%	13.0%	
	36,840	27.0%	12.4%	
西神楽	西神楽瑞穂	415	46.0%	5.3%
		392	46.9%	5.4%
	西神楽中央	2,149	35.2%	9.4%
		1,904	41.4%	9.6%
	西神楽聖和	668	43.0%	8.4%
		580	45.2%	6.9%
	西神楽千代ヶ岡	620	45.8%	6.0%
		551	46.8%	7.6%
小計	3,852	39.4%	8.2%	
	3,427	43.6%	8.3%	
東鷹栖	東鷹栖中央	3,483	23.0%	14.2%
		3,710	25.2%	16.2%
	東鷹栖東	1,025	39.3%	6.4%
		930	40.5%	7.5%
	東鷹栖西	370	40.0%	5.7%
		322	42.9%	4.0%
	東鷹栖北	231	43.7%	4.3%
191		49.7%	2.1%	
小計	5,109	28.4%	11.6%	
	5,153	30.0%	13.4%	
春光町	1,178	3.3%	3.1%	
	1,147	5.1%	6.6%	
総数	356,173	23.9%	12.2%	
	349,714	27.8%	11.7%	

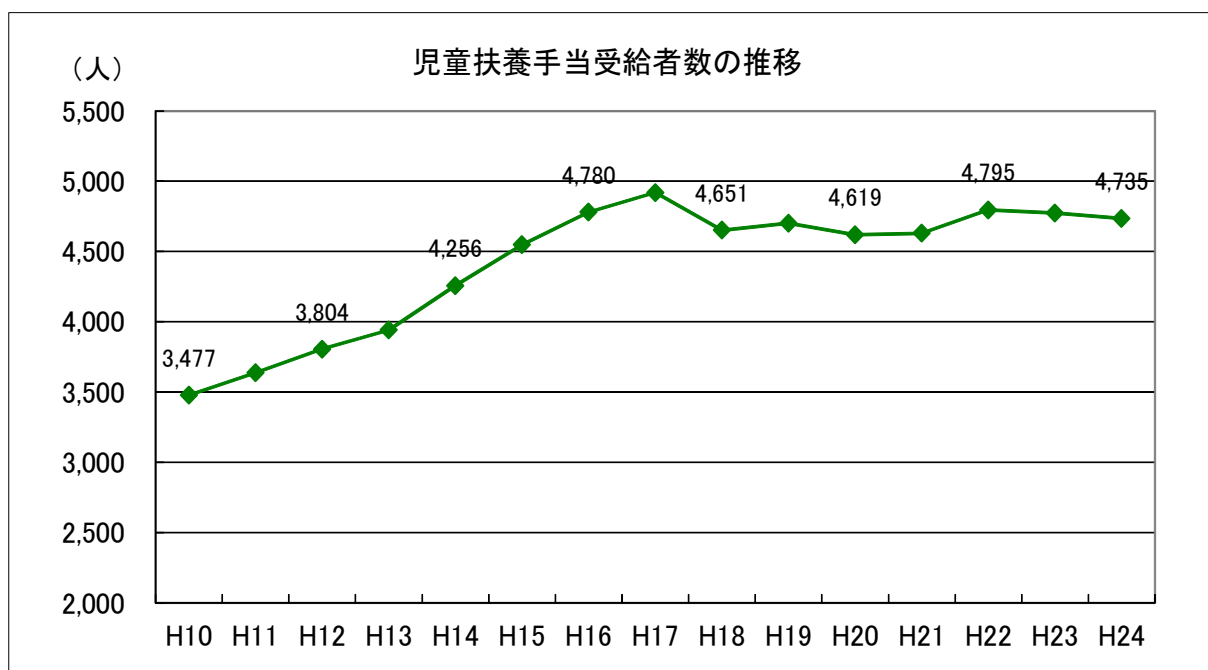
資料 住民基本台帳

(5) 児童人口の状況



資料 総務省「国勢調査」

(6) 児童扶養手当受給者の状況

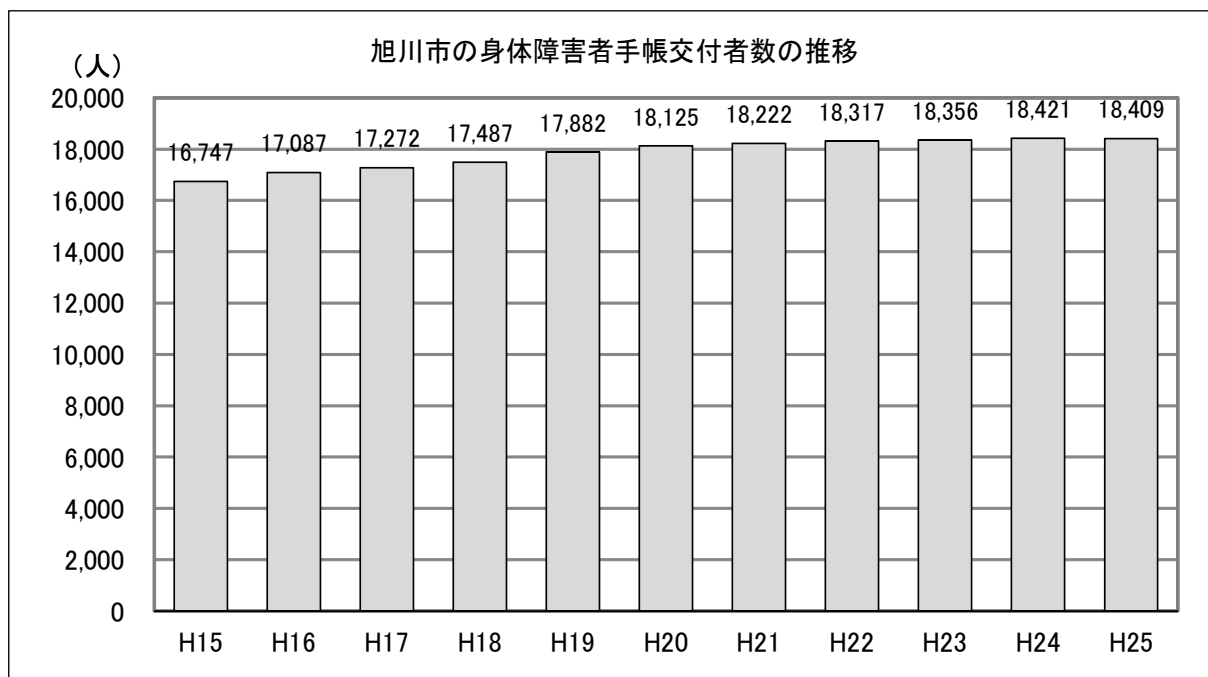


【児童扶養手当】

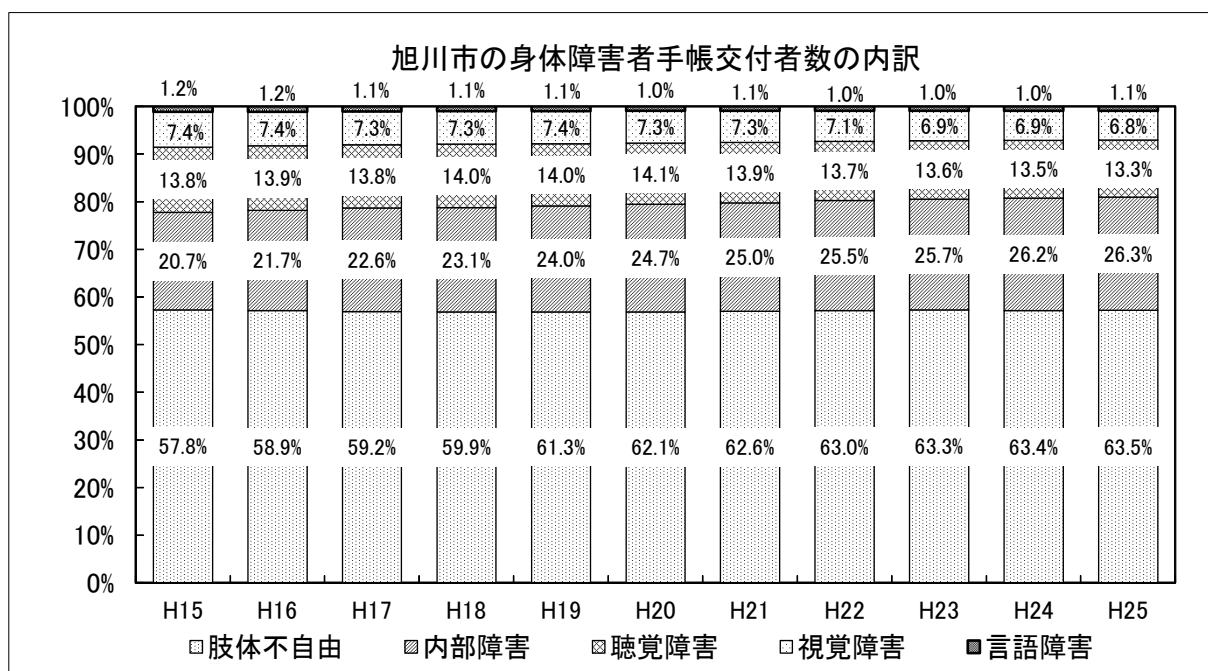
父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給している手当

資料 旭川市

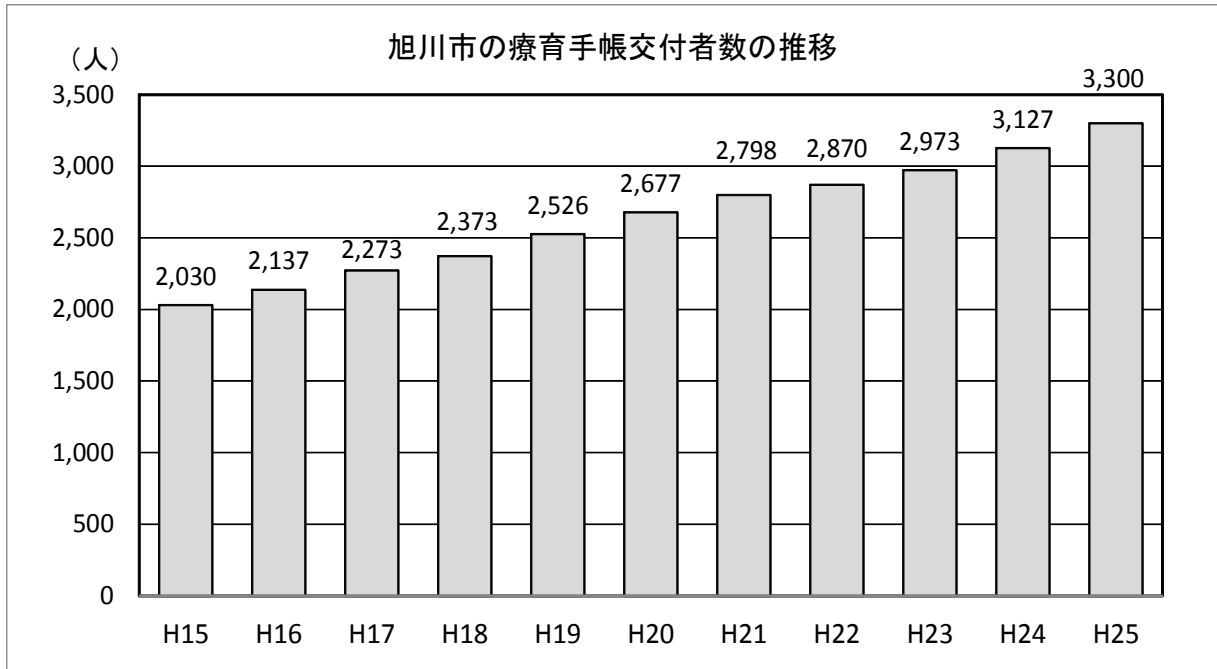
(7) 障害者の状況



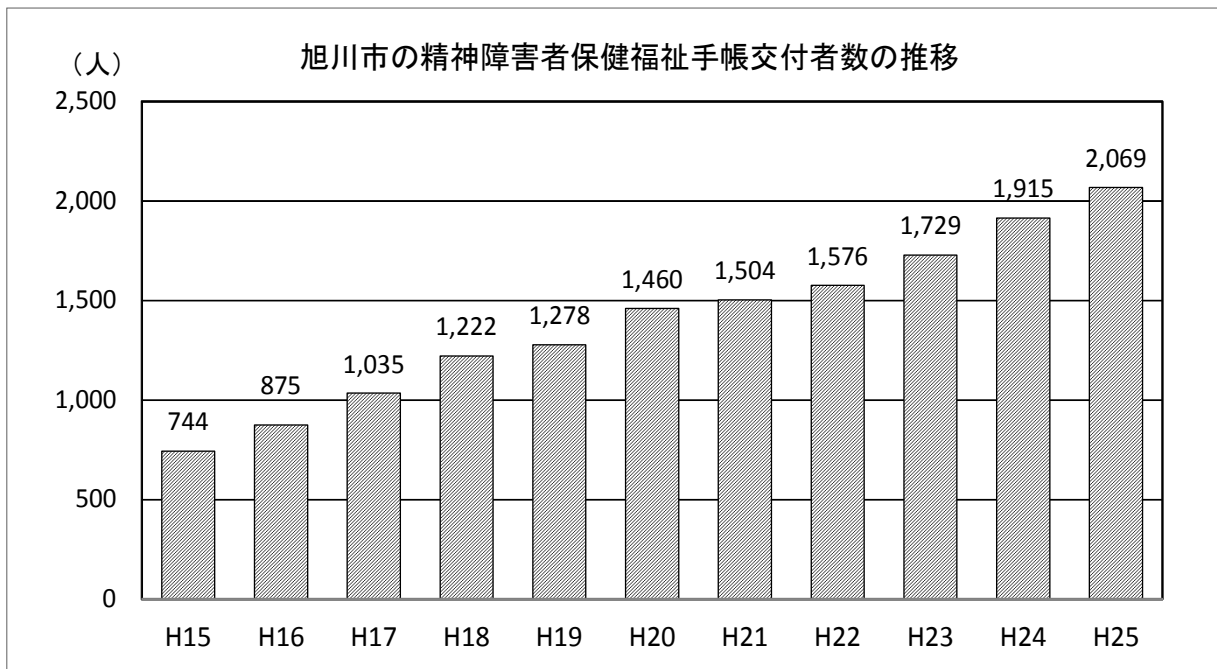
資料 旭川市



資料 旭川市

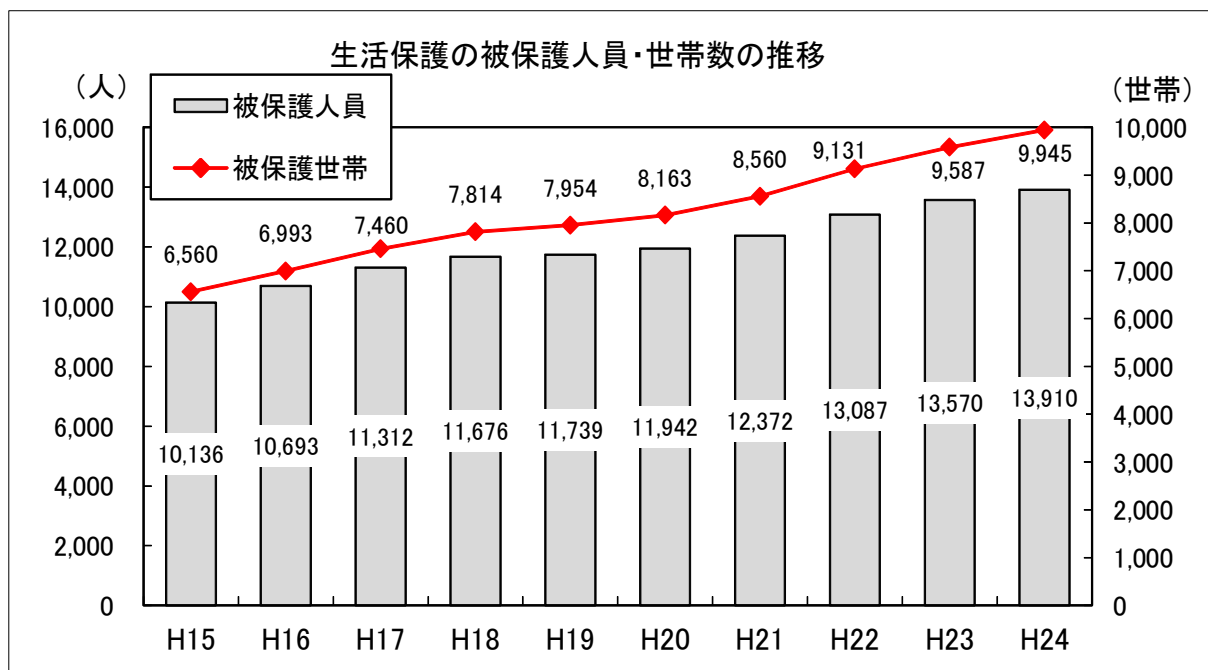


資料 旭川市

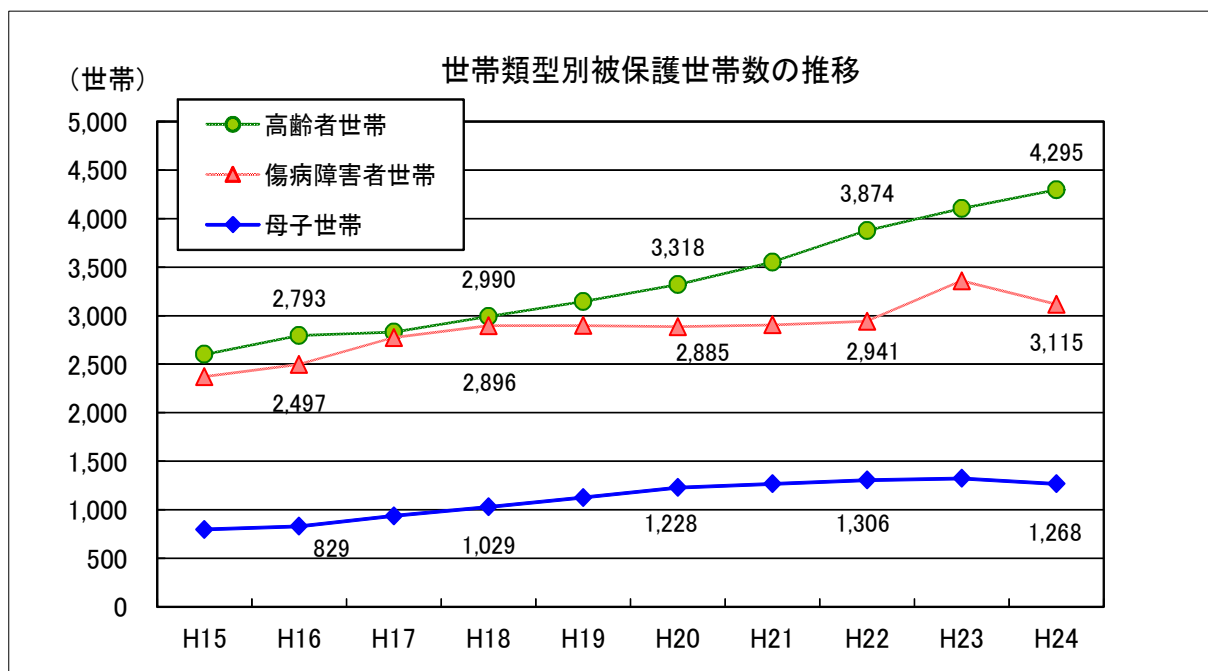


資料 旭川市

(8) 生活保護法における被保護人員・世帯の状況

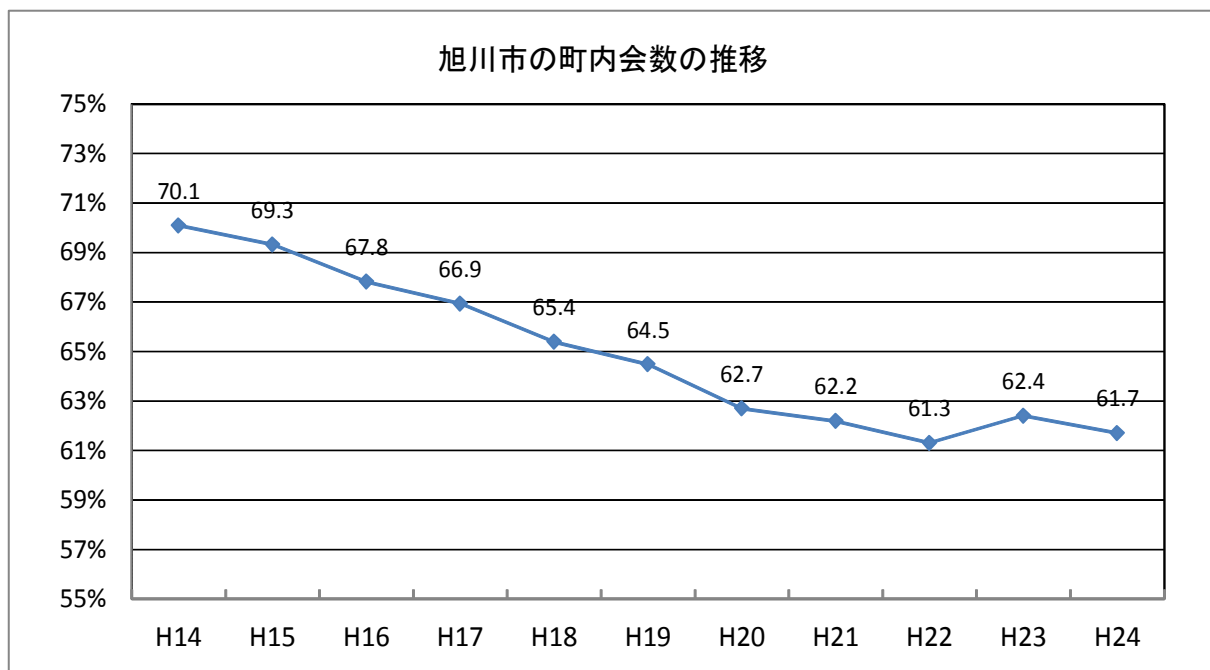


資料 旭川市



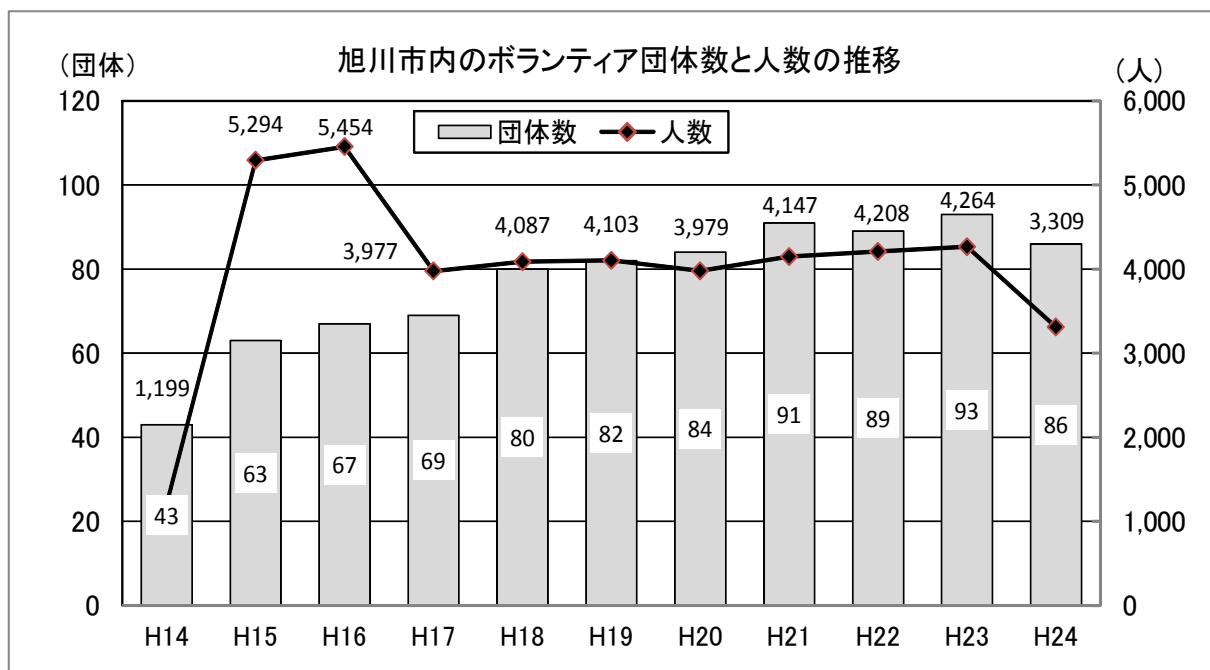
資料 旭川市

(9) 町内会加入率の状況



資料 旭川市

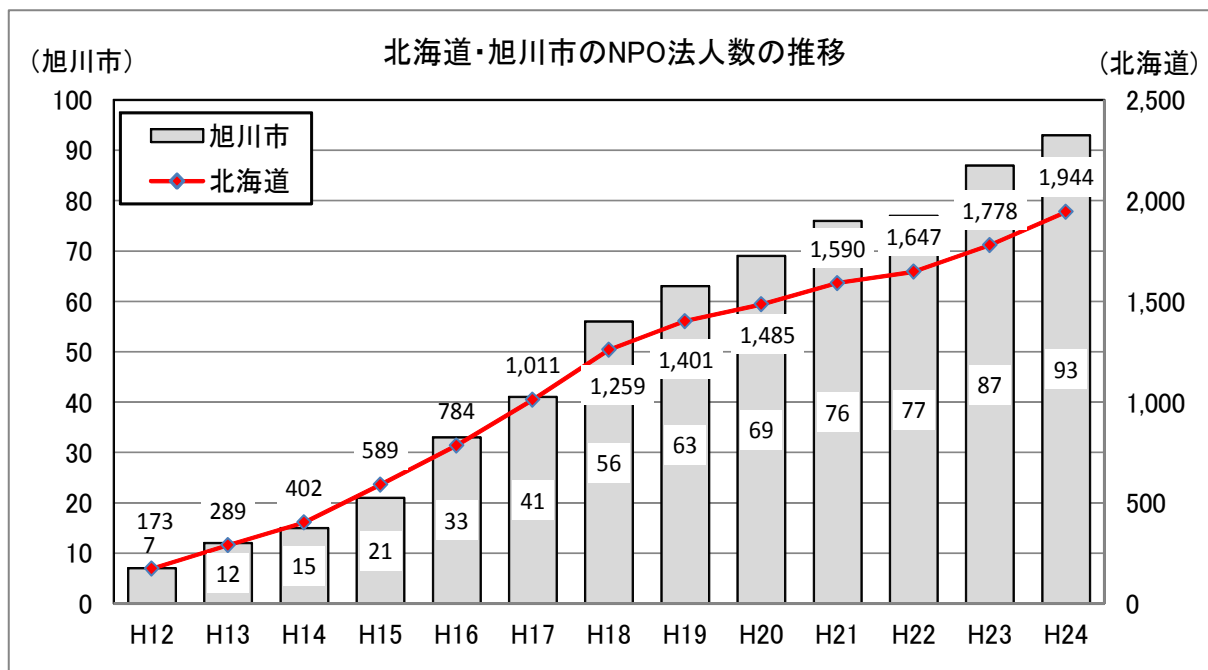
(10) ボランティア登録者の状況



(注)平成17年度末に、データベース化に際し登録更新の意向を確認したことによる会員数の変動がある。

資料 旭川市社会福祉協議会

(11) NPO法人の状況



資料 旭川市

第3章 これまでの主な取組と課題

1 第2期旭川市地域福祉計画での主な取組

第2期計画での主な取組をまとめました。

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
福祉教育の推進	(1) 学校等での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉出前講座」の実施 ・「総合的な学習の時間」での体験学習（高齢者疑似体験や車いす乗車体験）の実施 ・特別支援保育（障害児保育）の定員拡大 ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の実施 ・地域福祉に関する研修会の開催 ・公民館での地域福祉をテーマとした講座の開催
	(2) 地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営 ・障害者福祉センター（おびった）の運営 ・障害者週間記念事業の実施

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
住民主体による地域を支えるネットワークづくりの推進	(1) 地域住民によるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認事業の実施（平成23年度まで） ・安心見守り事業の実施（平成24年度から） ・ふれあいサロンの開催 ・除雪・排雪事業の実施 ・地域特性を活かした事業の実施 （地域住民が主体となって地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を実践する取組） ・地区社会福祉協議会の広報誌発行 ・知的障害者暮らしの状況調査の実施
	(2) 福祉活動拠点のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの開催
	(3) 住民自治組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への加入促進 ・市民委員会の活動促進 ・地域まちづくり推進協議会の活動促進 ※地域まちづくり推進協議会 ～地域の様々な団体が地域課題の共有と解決に取り組むため、全市域12地域に設置。（平成22年度）
地域福祉を支える団体との連携	(1) ボランティア・NPO 法人等の活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市市民活動交流センターの開設 （平成22年度） ・旭川市市民活動交流センターにおける市民活動の支援 ・旭川市ボランティアセンターにおけるボランティア活動の支援及び「支援を必要としている人」と「ボランティア活動をしたい人」のコーディネート

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
地域福祉を支える団体との連携	(2) 市社会福祉協議会との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携 ・地域支え合いの体制づくり (安心見守り事業の体制づくりなど)
福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 総合的な相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種専門相談窓口の設置 ・民生委員・児童委員の活動の推進 ・介護119番、地域包括支援センターの設置 ・障害者総合相談支援センターの設置 ・地域子育て支援センターの設置 ・配偶者暴力相談支援センターの開設 (平成22年4月) ・支所まちづくり相談窓口の開設 (平成24年5月) ・旭川成年後見支援センターの開設 (平成25年5月) ・生活支援相談センターの開設 (市社会福祉協議会 平成25年5月) ・旭川市自立サポートセンターの開設 (平成26年1月) ・各種相談窓口の連携による問題解決の取組

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
	(2) 福祉・保健・医療との連携・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・女性支援ネットワークの設置 (要保護児童や DV 被害者の適切な保護を行うための関係機関の連携体制の整備) ・各種パンフレット・ガイドブック・ホームページによる福祉制度や福祉サービスの情報提供 ・「障害者福祉の手引」音声コード版の作成
	(3) 福祉サービス施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉サービス施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援 地域の障害者支援 地域の高齢者支援 地域の生活者支援
福祉サービス利用者の権利擁護の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護に関する学習会の開催 ・成年後見制度普及啓発講演会，地域研修会，申立事務説明会の開催 ・成年後見制度利用支援体制検討委員会の設置 ・旭川成年後見支援センターの開設 (平成25年5月)

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
生活環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や道路の新設, 改修時のバリアフリー化 ・ やさしさ住宅補助制度の実施 ・ 高齢者等住宅改善講習会の開催 ・ 高齢者等屋根雪下ろし事業の実施 ・ 高齢者等住宅前道路除雪事業の実施 ・ 高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体への雪処理機器の貸出し ・ 福祉避難所(災害時要援護者のうち特に配慮が必要な方の避難所)の整備 ・ 災害時要援護者名簿の作成 ・ 視聴覚障害者災害時情報発信事業の実施
	(2) 人材・福祉事業者の育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障害者協力員養成研修の実施 ・ 点訳奉仕員養成研修の実施 ・ 市民後見人の養成 ・ 認知症サポーターの養成 ・ 社会福祉実習生の受入れ

2 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果と今後の課題

(1) 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果

○相談・支援体制の充実

各種専門相談窓口や、高齢者に関する総合相談を行う地域包括支援センター、障害者に関する総合相談を行う障害者総合相談支援センターなどの総合相談窓口を設置し、必要に応じて相談窓口が連携し、問題解決に取り組むなど、相談・支援体制の充実を図ってきました。

平成25年5月に、対象や内容を限定せずに相談を受け、困り事の要因を整理し、解決に向けて関係機関につなぐ「生活支援相談センター」を市社会福祉協議会が開設しました。平成26年1月には、様々な要因から困窮状態に陥っている住民からの相談を受け、関係機関と連携して自立に向けての支援を行う「旭川市自立サポートセンター」を市が開設しました。既存の相談窓口や制度で対応することができなかった生活課題の解決に向けての取組を進めています。

「旭川市自立サポートセンター」は、平成27年4月1日の「生活困窮者自立支援法」の施行に先駆けて市が設置し、市社会福祉協議会に運営を委託している生活困窮者自立支援に関する総合相談窓口です。「旭川市自立サポートセンター」と、市社会福祉協議会が開設していた「生活支援相談センター」とは機能が類似しているため、「旭川市自立サポートセンター」に一本化しました。

○困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制の向上

高齢者のひとり暮らしや寝たきりの高齢者がいる世帯に限定して見守りを行っていた「安否確認事業」を発展させ、対象者を限定せず、地域住民が心配な人について話し合い、本人の同意のもと見守るという「安心見守り事業」を行うようになったことにより、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制が向上しました。

○住民主体による地域課題の把握と課題解決に向けた活動の実践

市社会福祉協議会は、地域住民が主体となって地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を実践する取組を支援してきました。平成25年度までに33の地区社会福祉協議会が、地域課題の把握のための調査や、課題解決に向けた活動の実践に取り組んでいます。さらに「地域特性を活かしたまちづくり事業」のモデルとなった9地区社会福祉協議会のうち、新旭川、鷹の巣福祉村、永山第3、永山第2の4地区では、平成26年度～平成30年度に地区で取り組む活動をまとめた地区社会福祉協議会実践計画を策定しました。これらの地区においては、市民委員会、町内会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、教育機関、地域包括支援センター、福祉施設等が集まって話し合う場を持ったことにより、団体間で地域の課題を共有することができ、各団体が連携して課題解決に向けた活動を実施していく取組が進められています。また、「地域特性を活かしたまちづくり事業」のモデルとなった他の地区においても、地区社会福祉協議会実践計画策定に向けた取組が進められています。

○成年後見制度の普及及び利用支援体制の充実

成年後見制度の普及啓発講演会、地域研修会、申立事務説明会を開催し、成年後見制度の普及に努めました。平成25年5月には、旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の相談支援や普及活動を行うなど、利用支援体制の充実を図りました。

○災害時要援護者を対象とした福祉避難所の整備

平成21年度に「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を作成し、関係機関・団体に周知するとともに、旭川市地域防災計画において福祉避難所の開設を定めました。

平成25年度には、旭川社会福祉施設協議会と「福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定」を締結し、災害時要援護者であって、一般の避難生活において何らかの配慮を必要とする者の避難援護を行うため、市内の社会福祉施設を拠点的な福祉避難所に指定し、災害時要援護者の受入れ

や移送等の協力を得ることにしました。

(2) 今後の課題

○地域福祉活動の体制づくりと担い手の育成

見守りなどの地域福祉活動に取り組む地域が増えていますが、地域福祉活動の体制づくりが進んでいない地域もあり、また、地域福祉活動に取り組んでいる地域でも、担い手が不足しており、少数の活動者に過度に負担が掛かるという悩みを抱えています。

地域福祉活動の体制づくりと担い手の育成に取り組んでいくことが必要です。

○社会的に孤立している要援護者への対応

見守りなどの地域福祉活動を通じて、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制が向上していますが、地域とのつながりを絶っている人については、地域住民が気づくことは困難です。また、支援が必要な状況であることに地域住民が気づき、見守りなどの地域福祉活動による支援を受けることや、福祉サービスの利用を促しても、本人が地域や行政との関わりを拒絶し、支援につながらない場合があります。

支援が必要であるにも関わらず、必要な支援を受けないでいることは、本人の健康や、生活の質の低下が心配されるだけでなく、近隣住民とのトラブルに発展する可能性もあることから、今後は、社会的に孤立している*要援護者を把握し、支援につなげていくための積極的な取組が必要です。

また、近年、適切に管理されていない住宅で部分損壊や倒壊、屋根からの落雪などにより周囲に危険を及ぼすおそれのあるものや、敷地内にごみが無造作に堆積されているもの（いわゆる「ごみ屋敷」）について、地域住民から市に苦情や相談が寄せられることが増えています。

このような問題の背景には、住宅の所有者が社会的孤立などの問題を抱えている場合もあることから、福祉担当部局以外の業務において、社会的に孤立しているおそれがある住民を把握した場合は、本人の同意を得て、福祉担当部局に連絡するなど、関係部局が連携して解決に取り組むことが必要です。

※この計画書の中で、「要援護者」とは、日常生活を送る上で、支援が必要な人のことを指します。

○農村部・郊外地区において安心して暮らすことができる地域づくり

農村部・郊外地区5地区を対象に、地域に対する思いや地域の課題を把握するためのアンケート調査を行ったところ、地域のつながりが強く、住民同士の日常的な見守りが行き届いていること、住み続けたいという思いを強く持っていることがわかりました。その一方で、高齢になり、通院、買物、除雪ができなくなったときに地域を離れなければならないという不安を抱えていることもわかりました。農村部・郊外地区については、住み慣れた地域に安心して住み続けることができるよう、他の地域とは異なる取組が必要であると考えられます。農村部・郊外地区において、安心して暮らすことができる地域づくりについて検討することが必要です。

○相談窓口の連携による総合的な相談・支援

各種相談窓口の整備は進んでいますが、制度の谷間にある問題を抱えている場合や、複数の要因が絡み合っている場合など、既存の一つの相談窓口では問題の解決に導くことが困難な場合があります。

これまでも相談窓口の連携による問題解決に取り組んできましたが、相談窓口の連携をより一層強化し、困り事を抱えている人を総合的に支援していくことが必要です。

○ボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくり

制度の谷間にある問題を抱える人が増え、支援を必要とする人のニーズが多様化している状況において、福祉サービスでは対応できない多様なニーズに柔軟に対応する活動を行っているボランティアやNPO法人等の活動は、ますます重要性を増していますが、活動を行う担い手が不足しています。地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みを作っていくことが必要です。

○市民後見人の養成

高齢者や障害者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的な虐待が問題となっています。判断能力が不十分な方に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度の利用を促すことに加え、支援を必要とする方の身近にいて、本人の意向に沿って金銭の管理や福祉サービスの利用契約等について支援を行う市民後見人の養成に取り組むことが必要です。

○避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた取組

災害対策基本法の改正により、平成26年6月から、市町村は、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することとなり、災害発生時には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとなりました。今後、避難行動要支援者の要件、避難支援等関係者への名簿の提供、災害発生時の名簿の活用などについて、地域防災計画で定めることとなります。

避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者との情報共有に取り組み、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進していくことが必要です。

「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」

「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」は、ともに災害発生時に避難をする際に支援を要する人のことを指します。

平成18年3月に「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、災害時の避難に支援を要する人を「災害時要援護者」と呼んでいました。

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。(災害時要援護者の避難支援ガイドライン)

平成25年6月の「災害対策基本法」の改正により、市町村は、災害時の避難に支援を要する人の把握に努めるとともに、名簿を作成することなどが定められました。改正後の災害対策基本法では、災害時の避難に支援を要する人のことを「避難行動要支援者」と記載しています。

災害対策基本法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、...

この計画書では、災害時の避難に支援を要する人のことを、第2期計画期間（災害対策基本法改正前）の取組や成果について記載するときには、「災害時要援護者」と、第3期計画期間（災害対策基本法改正後）の取組について記載する時には、「避難行動要支援者」と表現します。

3 第3期旭川市地域福祉計画の重点的取組事項

2(2)で整理した今後の課題を踏まえ、第3期計画期間の5年間で重点的に取り組んでいく事項は、次のとおりです。

○社会的に孤立している要援護者の把握と支援

地域福祉活動をこれまで以上に推進することに加え、福祉サービスを利用していない高齢者等の社会的に孤立しているおそれのある住民について、行政が調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者の把握に積極的に取り組みます。行政が、社会的に孤立している要援護者を把握したときには、福祉サービスの利用を促すとともに、本人の同意を得て地域に情報を提供し、見守りやふれあいサロン等の地域福祉活動につなげるなど、本人の意向に添った支援を行います。

○避難行動要支援者名簿の作成と情報共有に向けた取組

避難行動要支援者の要件、避難行動要支援者の把握方法や本人の同意の取り方、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者の範囲について検討します。これらが決定した後、避難行動要支援者の調査を実施して名簿を作成し、同意を得た人の名簿を避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者の避難支援体制づくりに取り組みます。

第4章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

市民一人ひとりが個人として尊重され、
人と人とのふれあいを深め、
心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、
安心して暮らせる地域社会を創ります。

地域には、さまざまな人が暮らしています。性別、年齢、障害の有無など、一人ひとりが違います。違うからこそ、すべての人はかけがえのない存在です。互いにかかけがえのない存在であることを認め合い、相手の立場を理解して、尊重し合うことから安心して暮らせる地域づくりが始まります。互いを認め合い、日ごろの付き合いの中でつながりを強め、困り事が起きたときには、助け合い、支え合うことができる地域が、だれもが安心して暮らすことができる地域であると考えます。

一人ひとりが尊重される地域の中で、すべての人が、互いにふれあいを深め、住みよい地域づくりに参加する地域社会を目指します。

第1期・第2期計画では、こうした思いをこめて、上記の基本理念を掲げました。

第3期計画でも、第1期・第2期計画で掲げた基本理念を引き継いで、本市が目指す地域社会の実現に向けて、地域福祉を推進していきます。

2 基本目標

基本理念を実現していくため、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 優しさにあふれるまちづくり

だれもが、互いを認め合い、困った時には互いに助け合う優しさあふれるまちを目指します。

基本目標2 共に支え合うまちづくり

だれもが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する共に支え合うまちを目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

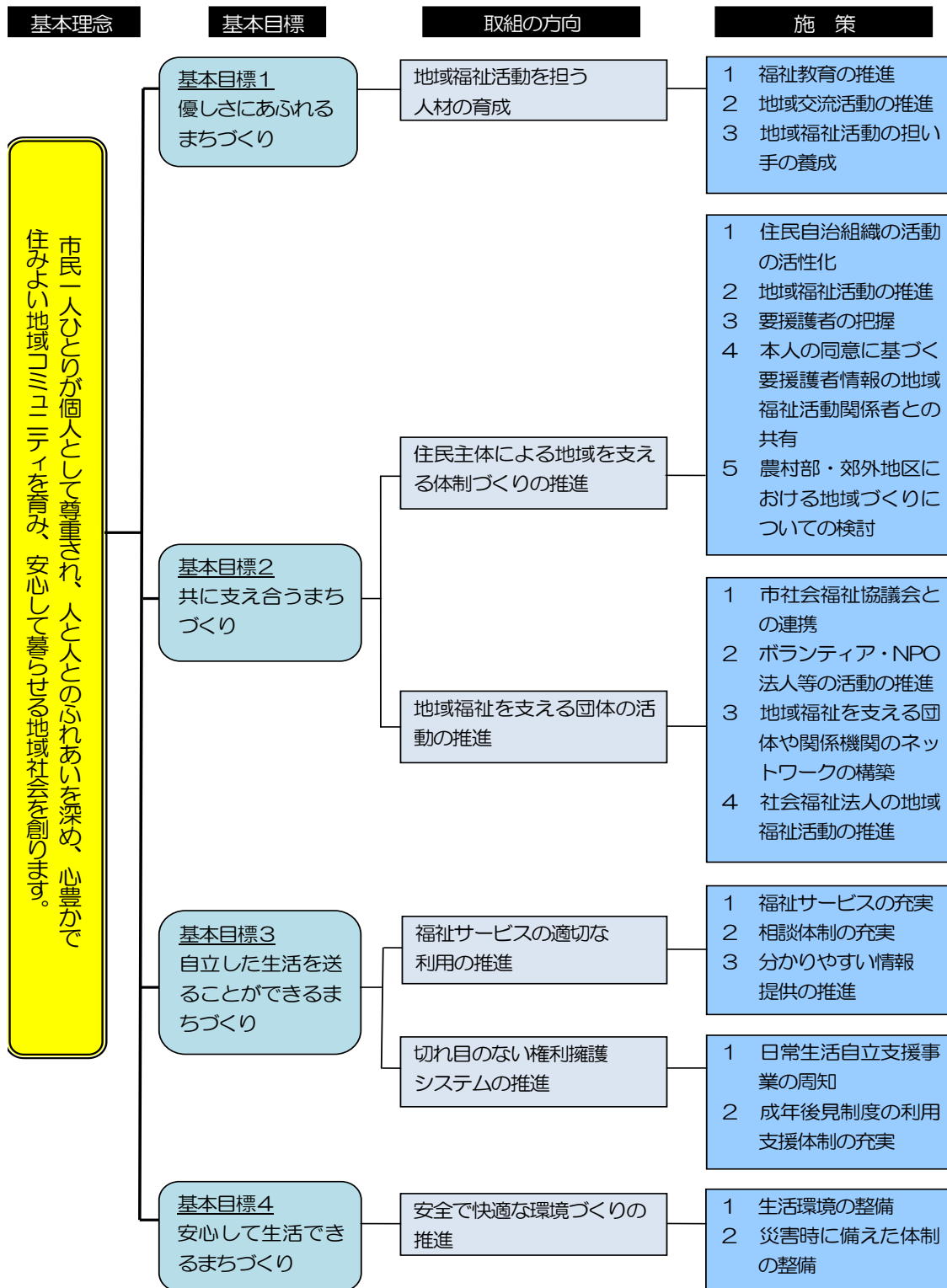
だれもが、住みなれた地域で、健康で心豊かに自立した生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

だれもが、安全で快適な環境の中で、安心して生活することができるまちを目指します。

3 計画の体系

4つの基本目標に向けて6つの取組を展開していきます。



「第5章 施策の展開」では、6つの「取組の方向」について、それぞれ、「現状と課題」、「施策」、「市民・*事業者・行政の役割」、「行政の主な取組」を整理します。

※この計画書の中で「事業者」とは、社会福祉の事業経営者（福祉サービスの提供者）を指します。

第5章 施策の展開

1 地域福祉活動を担う人材の育成

<現状と課題>

○困った時に助け合うことができる、優しさにあふれるまちをつくるためには、すべての人が、かけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。そして、地域に暮らすすべての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であることを知り、だれもが地域福祉活動の担い手であるという意識を高めることが大切です。

○第2期計画では、総合的な学習の時間での福祉教育の推進、地域福祉に関する講座の開催、地域の交流活動の推進など、地域に暮らす様々な人とふれ合う機会を通じて、認め合い、尊重し合う心を育てる取組を行ってきました。

○平成24年に実施した「旭川市民アンケート」では、「障害などの有無にかかわらず、だれもが地域社会の中で一緒に生活するという考え方が浸透していると思うか」という質問への回答が、「どちらともいえない」が38.0%と最も高く、「浸透していない」と「あまり浸透していない」を合わせた回答は、37.2%となっており、だれもが地域の中で共に暮らしていくという考え方が十分には浸透していない状況にあります。また、地域福祉活動を行う団体やボランティア団体は、担い手が不足しているという悩みを抱えています。

○だれもが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていく取組が必要です。

<施策>

1 福祉教育の推進

だれもがかけがえのない地域社会の一員であることを学ぶ機会を作る取組を推進します。

- 特別支援保育（障害児保育）の推進
- 「総合的な学習の時間」での福祉教育の推進
- 小・中学校における障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の推進
- 地域福祉に関する理解を深める取組の推進

2 地域交流活動の推進

町内会や地区社会福祉協議会等が実施する世代間交流事業や地域にある福祉施設との交流事業、地域と学校の交流事業を推進します。

3 地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動を担う人材の養成に取り組みます。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○市や市社会福祉協議会などが実施する地域福祉啓発活動や研修に参加しましょう。 ○職場や地域で、地域交流活動や地域福祉に関する学習に取り組みましょう。 ○地域の行事や活動に参加しましょう。 ○地域福祉活動の担い手を育てましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での福祉教育に協力しましょう。 ○地域や企業における地域福祉に関する学習の実施に協力しましょう。 ○町内会等の地域団体との交流行事に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援保育（障害児保育）を推進します。 ○総合的な学習の時間における福祉教育の取組を推進します。 ○小・中学校における障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を推進します。 ○地域や企業における福祉に関する学習の取組を支援します。 ○地域交流活動の推進に取り組みます。 ○地域福祉の担い手を育成するための講習会を実施します。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○「福祉出前事業」の実施</p> <p>障害のある方が、地域、学校、企業等を訪問し、自らの体験や障害について理解してほしいことについて講話を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○「手話普及事業」の実施</p> <p>聴覚障害者と日ごろ接する機会のある企業等の団体を対象に、日常会話や専門用語等の手話を取得する講座を実施します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○地域福祉に関する講座の開催</p> <p>地域福祉をテーマとした講座を開催し、住民の地域福祉についての理解を深めます。</p>	<p>公民館事業課</p>
<p>○いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営</p> <p>いきいきセンターや近文市民ふれあいセンターを運営し、高齢者と異世代の交流を促進します。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>○障害者福祉センター（おびった）の運営</p> <p>障害者福祉センターを運営し、障害のある方と健常者の交流を促進します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○「障害者週間記念事業」の実施</p> <p>「障害者週間」の趣旨に基づき、障害者福祉に対する理解を深め、障害者自身の社会活動への参加意欲を高めるための記念事業を実施します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○認知症サポーターの養成講座の開催</p> <p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成します。</p>	<p>介護高齢課</p>

取組内容	担 当
<p>○聴覚障害者協力員養成講習の実施</p> <p>手話表現や要約筆記の技術を習得するための講座を開催し，聴覚障害者と健聴者の意思疎通を支援する聴覚障害者協力員を養成します。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○点訳奉仕員養成講習の実施</p> <p>文書点訳に必要な技術を習得する講習会を実施し，点訳奉仕員を養成します。</p>	<p>障害福祉課</p>

2 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

<現状と課題>

○地域とのつながりを持たない人が増える中で、社会的に孤立する人が増えており、児童や高齢者の虐待、ひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、福祉サービスは充実してきましたが、福祉サービスでは対応できない多様なニーズがあることや、近所に住む人とのあたたかなふれ合いが心豊かな生活を支えるという考えから、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、地域住民同士のつながりや助け合いが大切であることが再認識されています。このような状況の中、地域住民が主体となって地域を支える体制を作ることが求められています。

○第2期計画では、町内会、市民委員会、地域まちづくり推進協議会など住民自治組織の活動促進に取り組んだほか、市社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域住民による高齢者等の見守り活動や、サロン活動、除雪・排雪事業などの地域福祉活動を浸透させ、住民主体による地域住民が支え合う体制づくりを進めてきました。

○住民自治組織の基盤となる町内会の加入率は、減少傾向にあり、地域住民による地域を支える組織づくりが十分にはできていない状況にあります。引き続き、町内会をはじめとする様々な住民自治組織の活性化に取り組み、住民主体による地域を支える体制づくりを進めていく必要があります。

○平成21年に実施した「旭川市民アンケート」において、「身近な地域の住民が、お互いに助け合いながら暮らしていると感じているか」という質問に対する「感じている」と「少し感じている」を合わせた回答が37.7%であったのに対し、平成24年度に実施したアンケートでは、同じ質問に対する「感じている」「少し感じている」を合わせた回答が42.3%となっており、地域住民が助け合って暮らしていると感じている人の割合が増えています。地域福祉活動の伸展により、地域住民が助け合って暮らしている

と感じている人の割合が増えたものと考えられます。今後も地域福祉活動を推進し、地域の助け合いを広げていくことに取り組むことが大切です。

○見守り活動などにより、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域福祉活動を利用して支援をしたり、専門機関につなぐことが増えていますが、支援が必要な状態であるにも関わらず、自分からSOSの声を上げない人や、地域とのつながりを拒んでいる人を把握することは困難です。これまでの地域福祉活動に加え、今後は、福祉担当部局以外の業務において、要援護者を把握した時には、本人の同意を得て福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、社会的に孤立しているおそれのある住民について調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者を把握するための取組を行政が行っていく必要があります。また、行政が把握した要援護者の情報については、本人の同意を得て、地域福祉活動関係者と共有し、地域と行政がともに要援護者を支えていくことが必要です。

○農村部や郊外地区を対象に行ったアンケート調査により、農村部や郊外地区では、地域のつながりが強く、住民同士の見守りが行き届いているものの、近くに医療機関や商店がないこと、公共交通機関がないこと、若年者の人口が少なく地域の福祉活動の担い手が不足していることから、多くの住民が、高齢となったときの通院、買物、除雪について不安を抱えていることがわかりました。農村部や郊外地区の住民が住み慣れた地域に安心して住み続けることができる地域づくりを検討していく必要があります。

<施策>

1 住民自治組織の活動の活性化

地域福祉活動の基盤となる組織である町内会への加入を促進し、町内会活動の活性化を推進します。

あわせて、地区市民委員会、地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進協議会の活動の活性化を推進します。

2 地域福祉活動の推進

地域住民による福祉活動を推進します。

○安心見守り事業

○ふれあいサロン開催事業

○除雪・排雪事業

○福祉の意識を高める研修会・学習会の開催

○人材を育成するための講座の開催

○地域特性を活かした事業

（地域住民が主体となって地域の課題を把握し、解決に向けた活動を実践する取組）

○地区社会福祉協議会広報誌発行事業

○民生委員・児童委員による支援活動

○老人クラブによる友愛訪問活動

○困り事を抱えている住民から相談を受けたり、地域の課題を発見した時の地域での話し合いの場の設定

○専門機関と連携・協力して、地域住民の困り事や地域の課題の解決に取り組む活動

○地域福祉活動の拠点づくり

3 要援護者の把握

社会的に孤立している要援護者の把握に取り組みます。

4 本人の同意に基づく要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有

行政が把握した要援護者の情報を，本人の同意を得て地域福祉活動関係者と共有することに取り組みます。

5 農村部・郊外地区における地域づくりについての検討

農村部・郊外地区の住民が，住み慣れた地域に安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの地域活動に参加しましょう。 ○地域福祉活動に参加しましょう。 (該当地区の方) ○農村部・郊外地区における地域づくりについて，地域で話し合しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの活動に協力しましょう。 ○地域福祉活動に協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○町内会への加入を促進します。 ○町内会，地区市民委員会，地区社会福祉協議会，地域まちづくり推進協議会などの活動を支援します。 ○地域福祉活動を支援します。 ○社会的に孤立している要援護者の把握に取り組みます。 ○把握した要援護者情報を本人の同意のもとに地域福祉活動関係者と共有し，共に支援することに取り組みます。 ○農村部・郊外地区における安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○町内会への加入促進についての啓発</p> <p>町内会や集合住宅の建築主などに加入促進のチラシを配付するなど、町内会への加入を促進するための取り組みを行います。</p>	市民活動課
<p>○地域まちづくり推進事業</p> <p>市内12か所に設置した地域まちづくり推進協議会で地域情報の共有化を図り、地域の課題やその解決方法を検討します。</p>	市民活動課
<p>○民生委員・児童委員の活動の支援</p> <p>活動に必要な情報提供や研修を行い、民生委員・児童委員の活動を支援します。</p>	福祉保険課
<p>○老人クラブの活動の支援</p> <p>老人クラブが実施する趣味や健康づくりの活動、ボランティア活動、友愛訪問活動などの地域福祉活動を支援します。</p>	介護高齢課
<p>○地区社会福祉協議会の活動の支援</p> <p>地区社会福祉協議会が実施する次の地域福祉活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心見守り事業 ・ふれあいサロン開催事業 ・除雪・排雪事業 ・啓発・養成・研修事業 ・地域特性を活かした事業 ・地区社会福祉協議会広報誌発行事業 	介護高齢課

取組内容	担 当
<p>○社会的に孤立している要援護者の把握</p> <p>福祉担当部局以外の業務において、社会的に孤立しているおそれがある要援護者を把握した時には、本人の同意を得て、福祉担当部局に連絡するなど関係部局の連携を強化するほか、福祉サービスを利用していない高齢者や障害者、乳幼児健康診査の未受診者について調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者の把握に努めます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 子育て相談課 関係課</p>
<p>○要援護者情報の地域福祉活動関係者との共有</p> <p>市が把握した要援護者の情報を本人の同意を得て、地域福祉活動関係者と共有し、ともに要援護者を支援することに取り組みます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課</p>
<p>○農村部・郊外地区における地域づくりについての検討</p> <p>農村部や郊外地区における安心して住み続けることができる地域づくりについて検討します。</p>	<p>関係課</p>

3 地域福祉を支える団体の活動の推進

＜現状と課題＞

○市社会福祉協議会は、市民の福祉活動を中心とした「地域福祉活動計画」を策定し、それに基づき、地区社会福祉協議会の組織化や活動の充実、福祉サービスの提供、ボランティア活動の振興などに取り組んでいます。また、ボランティアやNPO法人などの市民活動団体は、行政が行う福祉サービスでは十分に対応することのできない多様なニーズに対応する柔軟な活動をしています。

○第2期計画期間には、市と市社会福祉協議会が連携し、本市が策定した「第2期旭川市地域福祉計画」と、市社会福祉協議会が策定した「第4期地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉を推進しました。

○第2期計画では、市社会福祉協議会は、ボランティアの育成や旭川市ボランティアセンターで支援を必要とする人と支援したい人（ボランティア）との橋渡しを行い、ボランティア活動を推進してきました。市においては、会員制の相互援助活動を行う事業を実施したほか、旭川市市民活動交流センターを開設し、市民活動の情報収集や発信を積極的に行うなど、ボランティアやNPO法人等の活動を支援してきました。

○制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや、日常生活でのちょっとした困り事への対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティアやNPO法人等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要性が増してくることと考えられます。また、ボランティアやNPO法人等の活動は、支援が必要な人を支えるだけでなく、支援活動に参加する人にとっても、社会とのつながりや生きがいづくりという面でよい効果をもたらすものと考えられます。

ボランティアやNPO法人等の活動をより一層推進していく必要があります。

ますが、活動の担い手が、不足している状態が続いています。地域には、自分ができる時に、自分ができるちょっとしたことをしたいという思いを持っている人も多くいると考えられます。日常のちょっとした困り事を手助けしてほしい人と、ちょっとした手伝いがしたいという人を地域の中でつなぐシステムなど、地域住民が気軽にボランティアやNPO法人等の活動に参加ができる仕組みづくりが必要です。

○支援が必要な人を地域の中で支えていくためには、地域の中の様々な団体や関係機関がネットワークを形成し、必要なときには速やかに連携して支援活動ができるような体制をつくっておくことが大切です。町内会、市民委員会、地区社会福祉協議会、ボランティアやNPO法人等の市民活動団体、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉サービスを提供する事業者、地域包括支援センター、教育機関、医療機関など、地域福祉を支える様々な団体や関係機関によるネットワークの構築が求められています。

○社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設置された法人であり、福祉サービスを提供する事業者の中でも中核的な役割を担っていますが、公益性、非営利性、専門的知識や技術の蓄積、安定した経営基盤、施設の所有などの社会福祉法人の特性を活かして、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や、地域福祉活動拠点としての場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

<施策>

1 市社会福祉協議会との連携

市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画に基づく取組を実施し、地域福祉を推進します。

2 ボランティア・NPO法人等の活動の推進

ボランティアやNPO法人等の活動を推進します。

○行政、市社会福祉協議会、旭川 NPO サポートセンターによるボランティアやNPO法人等の活動の支援

○ボランティア・NPO法人等の活動内容についての情報発信の推進

○支援を必要とする人と支援したい人をつなぐコーディネート機能の強化

○地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくり

3 地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築

地域福祉を支える様々な団体や関係機関のネットワークの構築を推進します。

4 社会福祉法人の地域福祉活動の推進

社会福祉法人の地域福祉活動を推進します。

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<p>○ボランティアやNPO法人等の活動に参加しましょう。</p> <p>○ボランティア団体やNPO法人等は、活動内容や参加する方法について積極的に情報発信しましょう。</p> <p>○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークに参加しましょう。</p>
事業者	<p>○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークに参加しましょう。</p> <p>○社会福祉法人は、地域福祉活動に取り組みましょう。</p>
行政	<p>○市社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進します。</p> <p>○ボランティアやNPO法人等の活動を支援します。</p> <p>○ボランティアやNPO法人等の活動内容などの情報提供に努めます。</p> <p>○会員制の相互援助活動を行う事業を実施し、支援を必要としている人と支援をしたい人の橋渡しに努めます。</p> <p>○地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。</p> <p>○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築に努めます。</p>

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○市社会福祉協議会との連携</p> <p>市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画の取組を実施し、地域福祉を推進します。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○会員制の相互援助活動を行う事業の実施</p> <p>福祉除雪サービス、ファミリーサポートセンター介護型（高齢者の家事援助と軽介護）、ファミリーサポートセンター育児型（育児援助）、こども緊急さぼねっと事業（病児病後児の預かり、緊急を要する子どもの預かりなど）の会員制の相互援助活動を行う事業を実施します。</p>	<p>介護高齢課 子育て相談課</p>
<p>○市民活動交流センターにおける市民活動の支援</p> <p>市民活動交流センターにおいて、市民活動の情報収集・発信、活動相談、会議室・作業の場や学習機会の提供、市民活動団体の交流や協働のサポートなど、市民活動全般への支援を総合的に実施します。</p>	<p>市民活動課</p>
<p>○地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークの構築</p> <p>地域包括ケア推進体制、子ども・女性支援ネットワークなど、地域福祉を支える団体や関係機関のネットワークを構築し、地域住民の支援体制を整備します。</p>	<p>介護高齢課 子育て相談課</p>

4 福祉サービスの適切な利用の推進

＜現状と課題＞

○本市では、「旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「旭川市障害福祉計画」、「旭川市次世代育成支援行動計画」を策定し、それぞれの計画に基づき各分野の福祉サービスの充実を推進してきました。福祉サービスは、「自分らしい暮らし」を送るために本人が選択し、利用するものです。複数の要因が絡み合っている場合や、本人だけでなく、家族の状況も併せて考える必要がある場合には、一つの分野の福祉サービスだけでなく、いくつかの分野の福祉サービスを組み合わせる利用することが必要です。福祉サービスだけでなく、医療、保健、住宅、就労などの福祉分野以外のサービス、地域福祉活動による支援、ボランティアによる支援などを組み合わせる利用していくことが必要な場合もあります。

様々なサービスの中から適切なサービスを選択するためには、制度やサービスについての分かりやすい情報提供や、困り事を抱えている人から相談を受けて課題を整理し、それを解決するための適切なサービスを紹介できる相談窓口の整備が必要です。

○第2期計画では、福祉サービスの充実、福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉制度や福祉サービス、福祉サービスを提供する事業者についての分かりやすい情報提供、相談窓口の充実、相談窓口の連携による問題解決を推進してきました。

○専門相談窓口の整備や、分野ごとの総合相談窓口の整備は進みましたが、制度の谷間にある問題を抱えている場合や、複数の要因が絡み合っている場合などは、どこの相談窓口で相談したらよいか分からない、相談してもなかなか解決につながらないという声もあり、相談体制のより一層の充実が求められています。

＜施策＞

1 福祉サービスの充実

福祉サービスの充実に取り組みます。

- 福祉サービスメニューの充実
- 福祉サービスの質の向上
- 福祉サービスを提供する事業の従事者の資質の向上

2 相談体制の充実

相談体制の充実に取り組みます。

- 各種専門相談窓口の充実
- 民生委員・児童委員活動の推進
- 総合相談窓口の整備
 - ・高齢者に関する総合相談
 - 介護119番（介護総合相談）
 - 地域包括支援センター
 - ・障害者に関する総合相談
 - 障害者総合相談支援センター
 - 指定相談支援事業所
 - ・子育てに関する総合相談
 - （仮称）総合子ども・教育センター
 - ・生活困窮者自立に関する総合相談
 - 旭川市自立サポートセンター
 - ・休日・夜間における電話による福祉総合相談
 - （仮称）休日夜間福祉電話相談事業
- 支所まちづくり相談窓口の設置
- 相談窓口や関係機関の連携による問題解決

3 分かりやすい情報提供の推進

福祉サービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう、福祉制度や福祉サービス、福祉サービスを提供する事業者についての分かりやすい情報提供や、障害等に配慮した方法による情報提供を推進します。

- 福祉制度や福祉サービスについての分かりやすい情報提供
- 障害等に配慮した方法による情報提供
- 福祉サービスを提供する事業者の事業内容の情報提供
- 福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の実施と評価結果の公表
- 福祉サービスを提供する事業者の苦情解決窓口の明示

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドブック等を利用して，福祉制度や福祉サービスを提供している事業所に関する情報を集めましょう。 ○困り事ができた時は，相談窓口を利用しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○サービスの質の向上，従事者の資質の向上に努めましょう。 ○利用者の意向を確認しながら，必要に応じて福祉サービス以外のサービスや制度による支援，地域福祉活動による支援，ボランティアによる支援を組み合わせ，支援に取り組みましょう。 ○相談窓口との連携に協力しましょう。 ○事業内容の情報提供に努めましょう。 ○第三者評価事業の実施とその情報公開に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの充実に努めます。 ○福祉サービスの質の向上を図るため，福祉サービスを提供する事業所の指導監査を行います。 ○相談体制の充実に努めます。 ○相談窓口間の連携による問題解決に取り組みます。 ○福祉制度や福祉サービスについて情報提供を行います。ガイドブックやパンフレット等の作成に当たっては，わかりやすい表現・障害等に配慮した情報提供に努めます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○福祉サービスの充実 介護保険サービス，高齢者福祉サービス，障害福祉サービス，子育て世帯へのサービス等福祉サービスの充実に努めます。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課 子育て支援課 子育て相談課</p>
<p>○福祉サービスを提供する事業者等への指導監査の実施 福祉サービスを提供する事業所の指導監査を行い，福祉サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>指導監査課</p>
<p>○民生委員・児童委員活動の推進 身近な相談役として，地域で様々な相談に応じ，必要な支援が受けられるよう専門機関につなぐ役割を果たしている民生委員・児童委員の活動を推進します。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○介護119番，地域包括支援センターの設置による支援 高齢者に関する総合相談窓口を設置し，高齢者の様々な相談に応じ，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援をします。</p>	<p>介護高齢課</p>
<p>○障害者総合相談支援センター・指定相談支援事業所の設置による支援 障害者に関する総合相談窓口を設置し，障害者の様々な相談に応じ，障害者が安心して暮らしていくための支援をします。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>○（仮称）総合子ども・教育センターの設置による支援 子どもや子育て中の保護者の様々な相談に応じ，助言や，関係機関との連携により必要な支援につなげます。</p>	<p>子育て支援課 子育て相談課 学務課</p>
<p>○旭川市自立サポートセンターの設置による支援 生活困窮者の自立支援に関する総合相談窓口を設置し，自立に向けた支援をします。</p>	<p>保護第1課</p>

取組内容	担 当
<p>○休日夜間福祉電話相談事業の実施</p> <p>休日・夜間（市役所の閉庁時間帯）において福祉に関する相談を受け付ける電話相談窓口を設置します。</p>	福祉保険課
<p>○支所まちづくり相談窓口の設置</p> <p>まちづくりに関する活動支援や，市役所の手続きに関する問い合わせ，日常生活での悩みなど，様々な相談を受け付け，適切な担当部署や専門の相談窓口に案内します。</p>	各支所
<p>○相談窓口の連携による問題解決</p> <p>一つの相談窓口で解決できない問題の場合は，複数の相談窓口が連携して問題解決に努めます。</p>	福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 保護第1課 子育て支援課 子育て相談課 など
<p>○各種ガイドブック，パンフレット，ホームページの作成</p> <p>各種ガイドブックやパンフレット，ホームページを作成し，福祉制度や福祉サービスの情報提供に努めます。</p> <p>作成に当たっては，分かりやすい表現・障害等に配慮した情報提供に努めます。</p>	介護高齢課 障害福祉課 子育て支援課

5 切れ目のない権利擁護システムの推進

<現状と課題>

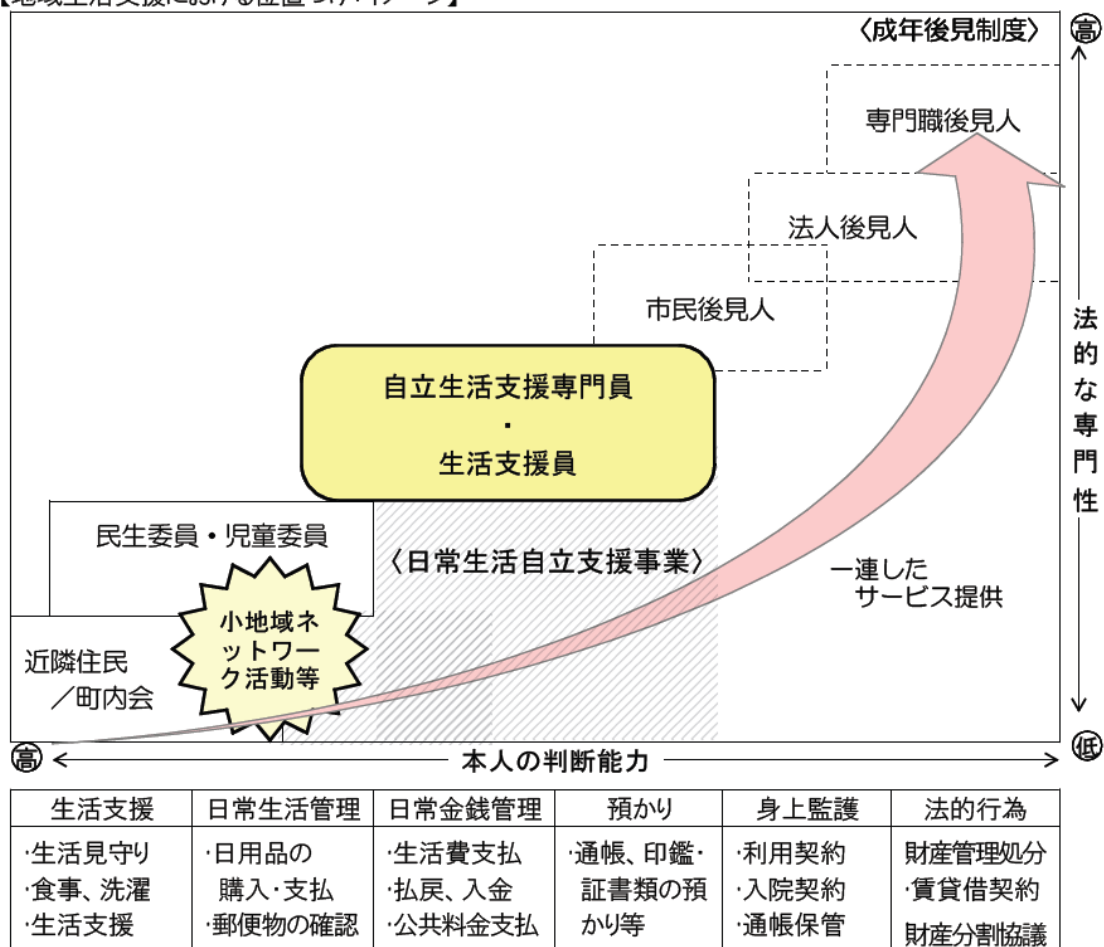
- 単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しているほか、知的障害者や精神障害者の地域生活への移行が進められていることなど、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている方を取り巻く環境は、急激に変化しています。そのような中、高齢者や障害者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取組が求められています。

- 特に、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方については、被害が潜在化、深刻化するおそれが高いことから、本人の権利を擁護し、その人らしい生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用することにより、意思決定の支援を行い、金銭（財産）管理や福祉サービスの利用契約等について、日常的かつ専門的な支援を行う必要があります。

- 第2期計画では、高齢者の権利擁護についての学習会や成年後見制度の普及啓発講演会等を開催し、成年後見制度の周知に努めました。また、平成25年5月に旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談や手続きの支援、普及啓発、市民後見人の養成等を行い、成年後見制度の利用推進に取り組みました。

- 今後の権利擁護意識の高まりによる利用者の増加やニーズの多様化に対応していくには、成年後見制度の充実だけでなく、他の権利擁護の取組と組み合わせて必要な支援を行っていく必要があります。

【地域生活支援における位置づけ：イメージ】



(出展：社会福祉法人北海道社会福祉協議会)

○上の表にあるように、これまで行われてきた地域住民や民生委員等の見守り活動や専門職後見人が担ってきた成年後見制度の役割も必要ですが、その間にある日常生活自立支援事業や市民後見人も非常に重要な役割を担っています。現在、取り組まれている地域の生活支援の活動を充実していくとともに、判断能力の低下のレベルに応じて、生活支援が切れ目なく行われるように連携を図ることが求められています。

<施策>

1 日常生活自立支援事業の周知

日常生活自立支援事業の普及啓発と利用の促進に取り組みます。

2 成年後見制度の利用支援体制の充実

成年後見制度の普及を図るとともに、利用支援体制の充実に努めます。
また、市民後見人の養成を行います。

<市民・事業者・行政の役割>

区分	役 割
市 民	○権利擁護の取組について、理解を深めましょう。 ○地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取組に参加・協力しましょう。
事業者	○権利擁護の取組について、理解を深め、利用の促進に努めましょう。 ○利用者に対し、権利擁護の視点をもって関わりましょう。
行 政	○日常生活自立支援事業など権利擁護の取組についての周知と利用の促進に努めます。 ○成年後見制度の利用支援体制の充実に努めます。 ○市民後見人の養成に取り組みます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○旭川成年後見支援センターの設置による支援</p> <p>旭川成年後見支援センターにおいて、判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する相談、成年後見制度の手続きの支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の養成を行います。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度の申立てを行う親族等がない場合、市長が申立てを行うなど制度の利用を支援します。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 保護第1～3課</p>
<p>○日常生活自立支援事業の周知</p> <p>高齢者の福祉制度・サービスのガイドブック「いきいき長寿」、障害者の福祉制度・サービスのガイドブック「障害者福祉の手引」等に日常生活自立支援事業の内容を掲載し、周知に努めます。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課</p>

6 安全で快適な環境づくりの推進

〈現状と課題〉

○だれもが、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすためには、*ユニバーサルデザインの考え方を取り入れてまちづくりを進めていくことが必要です。本市においては、多くの市民が利用する建築物、道路、公園等の施設をすべての市民が快適に利用することができるよう、施設整備に関する指針である「旭川市福祉の街づくり環境整備要綱」を平成9年3月に定め、取組を進めてきました。平成18年12月には、「高齢者、障害者等の移動支援の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、さらにユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活空間の*バリアフリー化が進んでいます。

冬期間の生活に不安を抱えている人も多く、道路除雪の際の配慮やボランティアによる除雪の推進など、積雪期における生活環境の整備に取り組んでいく必要があります。また、災害時に備えた体制や環境の整備を行うことも、安心して暮らすことのできる環境づくりのために必要です。

○第2期計画では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共的建築物や道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者等の住宅前に除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮して道路除雪を行うなど、生活環境の整備に取り組んできました。また、災害時要援護者のうち特に配慮が必要な方の避難所（福祉避難所）の整備、視聴覚障害者災害時情報発信事業の実施、住民情報と介護保険のデータ、障害者手帳のデータをもとにした災害時要援護者名簿の作成など災害時に備えた体制整備に取り組みました。

*ユニバーサルデザイン

障害をもつ人・もたない人の別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計のこと。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付のホームページなど情報面もその対象

*バリアフリー

誰もが地域の中で安心・快適に暮らせるように、社会基盤や施設、制度上の障壁を取り除くこと

○平成21年に実施した「旭川市民アンケート」において、「安全で快適に生活できる住環境の整備」に関して「満足」「まあ満足」を合わせた回答が29.0%であったのに対し、平成24年度に実施したアンケートでは、同じ質問に対する「満足」「まあ満足」を合わせた回答が24.6%となっており、満足していると回答した市民の割合が減少しています。安全で快適な生活環境の整備について、より一層の取組が必要です。

○災害対策基本法の改正により、市町村は、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとなったため、避難行動要支援者の名簿の作成と避難支援等関係者との情報共有に取り組み、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。

<施策>

1 生活環境の整備

だれもが安心して生活することができるよう生活環境の整備に努めます。

○バリアフリーやユニバーサルデザインの普及の推進

○冬期間における生活環境の整備

2 災害時に備えた体制の整備

災害時に備えた体制の整備に取り組みます。

○福祉避難所の整備

○避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿提供に向けた取組

○地域住民を主体とした自主的な防災活動の推進

＜市民・事業者・行政の役割＞

区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を深めましょう。 ○雪処理機器の貸し出し事業を活用して地域での除雪に取り組みましょう。 ○地域で防災活動に取り組みましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインについての理解を深めましょう。 ○災害緊急時の福祉避難所の体制づくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに協力しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーやユニバーサルデザインの普及に努めます。 ○公共施設や道路の新設時や改修時に、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたバリアフリー化に努めます。 ○冬期間の生活環境の整備に取り組みます。 ○災害時に備えた体制づくりに取り組みます。

<行政の主な取組>

取組内容	担 当
<p>○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化</p> <p>公共施設の新築時・改築時，道路の新設・改修時には，バリアフリー化に努めます。</p>	<p>公共建築課 土木建設課 関係課</p>
<p>○やさしさ住宅補助制度</p> <p>60歳以上の市民が住む住宅のバリアフリー改修・断熱改修等に係る費用の一部を補助します。</p>	<p>建築指導課</p>
<p>○高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業</p> <p>高齢者世帯などで自分や家族等で住宅の屋根の雪下ろしができない世帯に雪下ろしの費用を助成します。また，高齢者等の住宅前に除雪作業車からこぼれた雪を残さないように配慮する道路除雪を行います。</p>	<p>介護高齢課 障害福祉課 土木事業所</p>
<p>○雪処理機器の貸し出し</p> <p>高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に小型除雪機，移動式小型融雪機を貸し出します。</p>	<p>土木事業所</p>
<p>○福祉避難所の整備</p> <p>福祉避難所（要介護高齢者，障害児者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所）の指定等の整備に取り組みます。</p>	<p>福祉保険課</p>
<p>○視聴覚障害者災害時情報発信事業</p> <p>災害時の情報収集が困難な視聴覚障害者に対し，災害時に市からFAX又は電子メールにより避難情報等の一斉送信を行います。</p>	<p>障害福祉課</p>

取組内容	担 当
<p>○避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿提供に向けた取組</p> <p>避難行動要支援者の要件, 避難行動要支援者の把握方法や本人同意の取り方, 避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者の範囲について検討します。</p> <p>検討の結果, 決定した方針に基づき, 避難行動要支援者の調査を行い, 名簿を作成し, 本人の同意を得て避難支援等関係者に名簿を提供し, 避難行動要支援者の支援体制づくりに取り組めます。</p>	<p>福祉保険課 介護高齢課 障害福祉課 防災課</p>

第6章 計画の推進について

1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

本計画の基本理念である「市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会」を目指し、市民、事業者そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、本計画を推進していきます。

(1) 市民の役割

すべての人がかけがえのない存在であることを認め合い、日ごろから地域住民同士のふれあいを深め、市民一人ひとりが、地域を支える重要な一員であるとの自覚を持ち、地域福祉活動の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動に参加するなど、だれもが安心して暮らせる地域づくりを主体的に担っていく役割があります。

また、町内会や地区社会福祉協議会等の住民自治組織、ボランティアやNPO法人等の市民団体は、支援を必要とする人の身近にいて、福祉サービスでは対応できない多様なニーズに柔軟に対応することができることから、「その人らしい暮らし」を支える大きな力になることが期待されます。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援や権利擁護、サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や情報公開、他のサービスとの連携に取り組み、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。また、専門的な知識や技術を活かして、地域福祉活動に参加・協力することが期待されます。

福祉サービスを提供する事業者の中でも、社会福祉法人は、公益性、非営利性、専門的知識や技術の蓄積、安定した経営基盤、施設の所有などの特性を活かして、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、福祉制度の谷間にいる要援護者に対する生活支援や地域福祉活動拠点としての場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されます。

(3) 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する責務があります。市民ニーズの把握に努め、分かりやすい情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実などの施策を推進します。

さらに、地域住民の地域福祉への関心を高める取組を行うとともに、関係機関と協力しながら地域福祉の推進に努めます。

2 市社会福祉協議会との連携による計画の推進

市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助など地域に密着した様々な事業を行っています。

市社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会の組織作りや活動を支援し、ボランティアの養成や活動の推進に取り組んでおり、地域福祉を推進する上で中心的な役割を果たしています。

市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3 計画の進行管理

本計画を円滑に推進していくためには、計画の実施状況等を把握するとともに計画の効果的な推進に向けた検討を行うなど、計画の進行管理を適切に行う必要があります。社会福祉に関する事項を調査・審議することを目的に設置している「旭川市社会福祉審議会」に実施状況を報告し、意見をいただきながら、計画の進行管理を行います。

また、旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的に、庁内関係課長を構成員として設置している「旭川市地域福祉計画庁内連絡会議」において、実

施状況や課題を把握し、解決策の検討を行うなど、関係部局間の連携を図りながら計画の進行管理を行います。